

刑事免責に基づく証言強制制度（二）

榎 本 雅 記

目次

はじめに

第一章 わが国の問題状況

第一節 ロッキード事件以前の議論状況

第二節 ロッキード事件をめぐる議論状況

第三節 近時の議論状況

第四節 小括（以上、五四巻三号）

第二章 アメリカ合衆国連邦法域における検察側証人免責の展開

第一節 Kastigar 判決にいたる制定法・判例の展開

第一項 前史

- 第一項 連邦法域への導入と免責形態をめぐる論争
- 第三項 免責付与の前提に関する問題
- 第四項 連邦法域と州法域との関係に関する問題
- 第五項 免責形態をめぐる論争の再燃と一応の決着（以上、本号）
- 第二節 *Kastigar* 判決以降の判例の動向
- 第三節 学説の議論状況
- 第四節 実務の運用状況
- 第五節 小括
- 第三章 アメリカ合衆国連邦法域における弁護側証人免責の展開
- 第四章 アメリカ合衆国諸法域における証人免責の現況
- 第五章 わが国への制度導入のための示唆
- おわりに

第二章 アメリカ合衆国連邦法域における検察側証人免責の展開

本章では、アメリカ合衆国連邦法域における検察側証人免責について、制定法、判例の変遷、発展過程を中心に、学説における議論、実務の運用も含めて、その展開を観察する。

わが国ですでにいくつかの論稿によって合衆国における検察側免責制度の展開が紹介されている¹⁾。本章の記述がこれらの先行研究に多くを負っていることはいうまでもない。ただ、制定法・判例ともかなり複雑な変遷過程を経てきたこともあって、その射程・適用範囲等について必ずしも明確に紹介されていない部分がお残されている。

るように思われる。また、変遷過程を包括的に紹介した論稿が、一九七〇年代のものであり、やや古くなってもいい²⁾。そこで、それ以降の展開についての紹介も含めて、今いちど当制度の展開を観察し、わが国への示唆を得るための一資料としたい。

わが国には刑事免責制度を予定した法規定は存在しない。そのため、これまでロッキード事件における囑託尋問調書の取扱いをめぐる議論を除いて、刑事免責に関する議論が手薄であったことは、ある意味当然ともいえるが、否めないところである。この点、アメリカ合衆国では植民地時代からすでにイギリスより免責法が移入され、連邦法域でも一九世紀半ばには導入され、以来現在にいたるまで様々な角度から議論されており、検討素材は豊富である。

確かに、日本と合衆国との間にある刑事手続諸制度等の違いを捨象して、合衆国での議論をそのままわが国での議論の題材とすることには常に危険が伴う。しかし、本章ではこの点についてはさておき、さしあたり合衆国における判例・学説の展開・現状等についての観察を行うことにする³⁾。

第一節 *Kastigar* 判決にいたる制定法・判例の展開

第一項 前史

イギリスにおける最初の免責規定は、一七一〇年に制定された賭博法中の規定であるとされている⁴⁾。賭博の敗者は勝者を相手取り損害回復の訴訟を起こすことができ、勝者は敗者の訴えに対して応答することを強制されるが、勝者が応答し獲得金を敗者に返還した後は、賭博をし、金銭を勝ち取ったことによって招くかもしれない処罰・没収・罰金から放免・免責・免除される、との規定であった⁵⁾。イギリスでは以降も自己負罪拒否特権を無効にするため、免責付与という方式がしばしば利用され、それに対する疑問も起こらなかった。この賭博法をモデルとしてほ

ば同様の法律が、当時まだイギリス植民地であったニューヨークで一七七四年に制定された⁽⁸⁾。これがアメリカにおける最初の免責法と言われている。この免責法を皮切りに、アメリカ各植民地で一八世紀中から同様の法律が取り入れられた⁽⁹⁾。

周知の通りアメリカは、一七七六年には独立宣言を決議し、翌年連合規約を承認（一七八一年発効）、一三州によるアメリカ合衆国が成立した。一七八七年には合衆国憲法が制定され、一七九一年には権利章典と呼ばれる修正条項（修正一条から修正一〇条）が制定された。その修正条項中の第五条には、自己負罪拒否特権も規定され⁽¹⁰⁾、さらに植民地時代すでにイギリスから免責法が導入されていたことからも分かる通り、その特権を失わせる手段としての免責付与という手段も当然認知されていた。しかし、連邦法域に関しては実際上の必要がなかったため、免責法の導入は半世紀以上にわたってなされることはなかった。

第二項 連邦法域への導入と免責形態をめぐる論争

一．合衆国連邦法域への導入

合衆国独立以来、長期間連邦法域に導入されなかった免責法であるが、一八五七年連邦法域初めての免責法が制定されることになる。一八五七年一月にニューヨークタイムズの記者が下院調査委員会において、ある下院議員による関係者からの金銭の受け取りに関して、その議員から仲介を頼まれた旨の供述をした。しかし、議員の名前等については証言を拒否したため、この記者に証言させること、および他に同様の証言拒否者がたときの対処として、わずか二日間の審理によって免責法（以下「一八五七年免責法」と呼ぶ⁽¹¹⁾）が制定された⁽¹²⁾。

この一八五七年免責法の内容は、要するに次のようなものであった⁽¹³⁾。

議会・議会委員会に証人として召喚された者に対して出頭・証言の義務を課する。

そのかわりに要求された証言に関する事実・行為を理由として、処罰・没収されることはない。

のいう広い免責効果は、一般に「行為免責（transactional immunity）」と呼ばれている⁽¹⁴⁾。

しかし、一八五七年免責法の幅広い免責効果を利用して自己の犯罪行為についての免責を得ようとする者が連日議会委員会に現れるという異常事態が発生した⁽¹⁵⁾ため、議会は免責範囲を限定するため一八六二年に改正法（以下「一八六二年免責法」と呼ぶ⁽¹⁷⁾）を制定した。

一八六二年免責法の内容は、一八五七年免責法の免責効果に関する部分（前記 の部分）を次のように改正するものであった⁽¹⁶⁾。

要求された証言は、証人に反する証拠として使用されない。

この免責効果は、一般に「使用免責（use immunity）」と呼ばれている。一八六二年免責法では、実際になされた証言そのものを、当該証人に対する、のちの訴追手続において使用することが禁じられたが、他の証拠を導くためにその証言を使用することは許されていた⁽¹⁸⁾。

ところで、一八五七年免責法、その一部改正法である一八六二年免責法は、前記 から分かる通り、議会（および議会委員会）での証言に関するものであった。しかし、旧アメリカ南部連合（Confederate States of America）により預けられていた資産を取り戻すための訴訟で、同連合の代理人からの証言を得る必要性から、すべての司法手続での証言に関する免責法を一八六八年に制定した（以下「一八六八年免責法」と呼ぶ⁽¹⁹⁾）⁽²⁰⁾。

この一八六八年免責法の概要は以下の通りである。⁽²⁴⁾

合衆国裁判所・外国裁判所で当事者・証人から、すべての司法手続で得られた証拠は、当事者・証人を処罰・没収処分とするために使用されない。

この法律は、免責効果については一八六二年免責法を踏襲したものであると解されていた。

以上のような経緯で制定された一八六八年免責法であったが、制定以後一〇年ほどの間、利用されることはほとんどなかったようである。⁽²⁵⁾

なお、この間議会証言に関する一八五七年免責法および一八六二年免責法、全司法手続に関する一八六八年免責法は、それぞれ Revised Statute (以下「R.S.」と表記する。)の編集に伴い、一八五七年免責法中§1の部分は R.S.102 に、一八六二年免責法は R.S.103 および R.S.859 に、そして一八六八年免責法は R.S.860 に編入されている。⁽²⁶⁾

二) Counselman v. Hitchcock 事件判決⁽²⁷⁾

いったん動きを止めた免責法であるが、一八八七年の州際通商法の制定により再び動き出す。一八八七年州際通商法中に、州際通商委員会での証言に関する免責規定がおかれ、さらに一八八九年には同法が改正され、それともにも免責規定部分も改正された。⁽²⁸⁾ この州際通商法違反事件をめぐって免責規定の合憲性が連邦最高裁で争われることとなったのが、以下で概観する Counselman v. Hitchcock 事件である。⁽²⁹⁾

本件事案は、一八八七年州際通商法と、一八八九年改正法に関する違反被告事件について、連邦大陪審によって

証人として召喚・尋問された Counselman が、自己負罪の可能性を理由に回答を拒否したため、裁判所による審問を経て法廷侮辱罪とされたことに対して、人身保護令状請求という形で異議を申し立てたというものである。⁽³⁰⁾ 法廷意見は大要次のように述べた。

大陪審で調査中の問題も連邦憲法修正五条にいう「刑事事案」に該当し、自己負罪拒否特権が及ぶ。⁽³⁵⁾

R.S.860 は、「証人や証人の財産に反する証拠として使用されるような、別の証言を探し出すためという形での証言の使用を妨げ得ないし、また妨げないだろう」⁽³⁶⁾ から、本規定による保護は憲法規定による保護と一致せず、したがって本規定によって憲法上の特権を取り除くことはできない。⁽³⁷⁾

「当事者・証人が要求された負罪的な質問に回答したのち、彼らを訴追することを認める制定法は、連邦憲法によって与えられた特権に取って代わる効果を持ち得ない。R.S.860 は、憲法上意図されている保護に対する危険すべてからの完全な保護を与えるものではなく、憲法上の保護に完全に代替するものではない。憲法規定の観点から、制定法が有効とされるためには、その制定法が質問に関連する犯罪についての将来の訴追を絶対的に免除するものでなければならない」⁽³⁸⁾。

本判決の理解として、部分については異論がない。しかし、および部分については、R.S.860 が連邦憲法修正五条の保護と一致しないがゆえに有効でないという点では異論がないものの、それでは免責規定として憲法上有効であるためにはどのような条件が必要か、という点に関しては異なった理解が可能である。すなわち、部分からは、「証人や証人の財産に反する証拠として使用されるような、別の証言を探し出すためという形での証言の使用」を許さないような規定、つまり免責証言自体の使用免責のみならず、証言から派生する証拠についての使用

免責まで定めた免責法であるなら、憲法上有効であるとする理解が導けそうである。しかし、部分の判示からは「質問に関連する犯罪についての将来の訴追を絶対的に免除する」規定でなければ、その免責法は憲法上有効とならないとされており、ここからは、行為免責規定が必要であると判示しているとの理解が導かれる。

このように、免責法が憲法に適合するための条件について、本判決がいかなる趣旨であるのか判断することは困難であるが、いずれにせよこの判決によって、R.S.860はその効力を失うことになった。¹⁴⁾

三．免責形態をめぐる争いの一時的な終結

Counselman v. Hitchcock 事件判決を受けたものの、有効な免責法がない状態では州際通商法の円滑な執行が妨げられると考えた議会は、直ちにあらたな免責規定の制定にとりかかった。¹⁴⁾そして、一八九三年に新たな免責法(以下「一八九三年免責法」と呼ぶ。¹⁵⁾)が制定された。

一八九三年免責法の内容は次のようなものであった。¹⁶⁾

州際通商委員会でのすべての事項に関する証言等と、一八八七年州際通商法等での手続での証言等を証人に義務づける。

そのかわりに証言等に関する事項等のため訴追・処罰・没収されることはない。

一八九三年免責法は、その対象を州際通商委員会での証拠と州際通商法による手続における証拠とに限定しており、R.S.860のような、対象を「すべての司法手続」とする包括的な免責法は制定されなかった。これ以降およそ八〇年間の免責規定は、一八九三年免責法の規定方法にならない、規制分野ごとに断片的な形での立法がなされるこ

とになった。¹⁶⁾

数年後、さっそくこの一八九三年免責法の合憲性が再び連邦最高裁の場で争われることになる。Brown v. Walker 事件である。¹⁷⁾

事案の概要は、一八八七年州際通商法違反事件において、証人として連邦大陪審に召喚され証言を求められたBrownが、自分が監査役を務める鉄道会社の運送契約等に関する質問につき、自己負罪のおそれを理由として証言を拒否し、法廷侮辱罪に問われたが、それに対して人身保護令状請求という形で異議が唱えられ、一八九三年免責法の合憲性が争われた、というものである。¹⁸⁾

法廷意見は大要次のように述べ、一八九三年免責法の合憲性を確認した。

連邦憲法修正五条は、(i)「証人は自己を負罪させ、不名誉を与え、あるいは自己を不愉快な世評にさらすおそれのある事実」からの保護を規定したものであるとする解釈と、(ii)「証人の開示によって直接・間接に導かれる訴追からの保護」を規定したものであるとする解釈という、二通りの解釈の余地があるが、「事実解明が、禁止されている契約について知っている者の口からのみ可能である」州際通商法の性格に鑑み、(i)の見解に立つと同法の執行が不可能となるので、この見解はとりえない。

Counselman v. Hitchcock 事件判決からの帰結は、もし法律により将来の訴追に対する絶対的な免責を与えられるなら証人は証言を強制される、というものであり、「修正五条の」目的は「一八九三年免責法の」免責規定によって完全に達成されているので、証人に証言を強制できる。¹⁹⁾

以上のような法廷意見に対して、反対意見は次のような理由で一八九三年免責法の憲法適合性を否定した。

連邦憲法修正五条は、「証人を不名誉や悪評にさらすような証言の強制からも保護」しており、一八九三年免責法は、憲法上の保護の完全な代替となっていない。

一八九三年免責法は、実質的には恩赦法であるが、「連邦犯罪に関する限り、「恩赦を」与えるのは大統領のみの特権であり」、議会は立法という形でこの大統領権限を侵害することはできない。

僅差の判決であったとはいえ、本判決により一八九三年免責法（行為免責形態）の合憲性が確認されたことにより、免責形態に関する争いは一応決着し、以降議会はこの免責法をモデルとして、さまざまな分野で断片的な形で免責立法を続けていくこととなる。

四．議論の整理

本項では、免責法の連邦法域への導入から、一八九六年 Brown v. Walker 事件判決までの、免責法制とそれに対する判例の態度を、免責形態をめぐる争いという論点に関して観察してきた。ここで、この時点までの判例、制定法でされた各見解をその理由とともに簡単に整理してみる。

第一は、免責法はすべて憲法上許されないとする見解である（免責法全面違憲説）。この見解は論拠として、連邦憲法修正五条は、自己を刑事責任にさらすような証言の強制のみならず、不名誉・悪評にさらすような証言の強制からも保護する規定であり、免責法は修正五条の代替とはなり得ない以上、つねに憲法に抵触する、（行為）免責法の実質は恩赦を付与する法律であり、恩赦付与権が大統領の専権とされている以上、このような法律は大統領権限を侵害するもので、大統領の恩赦付与権を規定した連邦憲法二条二節一項に違反する、という点を挙げている。

第二は、行為免責形態の免責法は憲法上許容されるが、使用免責形態の免責法は許されないとする見解である（行為免責合憲説）。この見解は論拠として、質問に関連する犯罪についての将来の訴追を絶対的に免除する免責法は、連邦憲法修正五条の特権の保護に完全に代替するものであり、憲法上許される、連邦憲法修正五条の保護範囲には証人を不名誉等にさらす危険は含まれず、仮に含まれるとするなら分野によっては規制法の執行による事実説明が不可能となり妥当でない、という点を挙げている。

第三は、派生使用禁止をも含めた使用免責形態の免責法は憲法上許容されるとする見解である（派生使用免責合憲説）。この見解は論拠として、証人に対するのちの刑事手続において、負罪証言そのもののみならず、そこから派生する証拠の使用を禁止すれば、その保護範囲は連邦憲法修正五条の保護範囲と同一となり証言を強制できる、という点を挙げる。

第四は、強制証言そのものの後の刑事手続での使用を禁止する免責法は合憲であるとする見解である（単純使用免責合憲説）。

免責形態とその合憲性については、およそ以上の四類型に分類できるものと思われる。この時点では、必ずしも議論のかみ合っていない部分も少なくない。たとえば、使用免責類型といった場合、派生証拠の使用禁止まで含めるか、強制証言のみの使用禁止にとどめるかについての区別もあり意識的に議論をされているようには見られない。しかし、現段階での議論の整理は、この程度にとどめることにする。

第三項 免責付与の前提に関する問題

一．三つの一九〇三年免責法

前述のうちに、Brown v. Walker 事件判決⁽⁸⁴⁾によって、一八九三年免責法の合憲性が確認されたことで、この法

律に準拠した形での免責法が、さまざまな分野で立法化されることになる。さうそく一九〇三年には三つの免責法が成立する。一つ目は、商務労働省設立法（以下「一九〇三年商務労働省設立法」と呼ぶ⁽⁶⁶⁾）中の規定であり、二つ目は、外国・州際通商の規制法（以下「一九〇三年外国・州際通商規制法」と呼ぶ⁽⁶⁷⁾）中の規定、三つ目は、一九〇三年度予算に関する法律（以下「一九〇三年予算法」と呼ぶ⁽⁶⁸⁾）中の規定である。

一つ目の一九〇三年商務労働省設立法中、免責に関する部分は、その六条にある。内容は次のようなものである⁽⁷¹⁾。

州際通商や外国との貿易をするすべての法人等の組織・行為・業務経営について調査するため、商務労働省の法人局長に対して、一八八七年州際通商法等と同様の、証人に証言を強制する権限を与える。
免責に関しては、一八九三年免責法と同様の規定が適用される。

二つ目の一九〇三年外国・州際通商規制法中、免責に関する部分は、同法三条にあり、その内容は次のようなものであった⁽⁷²⁾。

本法および一八八七年州際通商法の手続において、裁判所は論点に関連する証言等を強制する権限をもつ。
そのかわりに、その証言等に関する行為・事柄・事物のため訴追・処罰・没収されることはない。

そして、三つ目の一九〇三年予算法中の免責に関する部分は、同法「司法省」の項目にある。その内容は、一八八七年通商規制法とその修正法、一八九〇年「貿易と通商を不法な制限と独占から保護する法律（いわゆるシャーマン法）」とその修正法、一八九四年「減税と政府の歳入の規定とその他の目的のための法律」の運用予算を定め

た上で、次のように規定している⁽⁷³⁾。

これらの法律に關して、すべての手続・訴訟・訴追において証言等した者は、その証言等に関する行為・事柄・事物のため訴追・処罰・没収されることはない。

これら三つの一九〇三年に制定された法律は、いずれも一八九三年免責法にならって行為免責の効果をもつものである。また、一八九三年免責法が、その対象を限定した断片的な性格をもつものであった点も、これらの制定法は継承している。

二. 修正五条特権の法人への適用の肯否

一九〇三年に制定された免責法のうち、予算法による手続に基づく証言強制命令にしたがわず、法廷侮辱とされ収監された証人が、人身保護令状を請求し争われた事案が次に紹介する *Hale v. Henkel* 事件⁽⁷⁴⁾である。

事案の概要は次の通りである。一九〇三年予算法に基づき、連邦大陪審へサビードナ召喚された *Hale* が、自己負罪拒否特権等を理由として証言等を拒否した。大陪審は裁判所に事件を報告し、裁判所は審理の上、同人に回答を命じたが、同人はなお証言を拒否したため、法廷侮辱罪とされた。それに対して人身保護令状請求という形で異議を申し立てた。

本判決の論点は多岐にわたり、免責に関するものも他にあるが、それについては後述することにして、ここでは連邦憲法修正五条特権の法人への適用の肯否という論点についての部分の判示のみに言及する。法廷意見⁽⁷⁵⁾は主要次のように述べている。

「修正五条により自分自身を負罪することを拒否するという権利は、純粹に当該証人の個人的な特権である。たとえ、その証人が第三者である者の代理人であったとしても、その第三者が証人の証言によって負罪するかもしれないという事実を証人が申し立てることを修正五条は許容するものではない」。

つまり、ある法人への負罪の危険を理由として、その法人の代表者（代理人）である自然人が自己負罪拒否特権を援用することはできない、というのである。第三者が負罪するという理由で自己負罪拒否特権を援用できないことは当然であるから、結局前掲の判示は、同様の理が自己が代理人を務める法人についてもあてはまることを明らかにしたものであるということができよう。

それでは、法人の負罪のおそれを理由に、（法人の代理人ではなく）法人自身が修正五条の特権を理由として証言を拒むことができるのだろうか。もちろん法人そのものが証言することはできないが、開示請求訴状（bill of discovery）に対する回答等、法人としての供述を書面として提出する場合等に、法人による負罪「証言」という事態を想定することは可能である⁽¹⁴⁾。そして、この場合こそがまさに修正五条特権の法人への適用の肯否という論点の問題となる場合といえるが、本判決法廷意見はこの点につき次のように述べ、修正五条特権の法人への適用を否定した。

「法人は国家の被造物であり、法人を創造した法律にしたがう限りにおいて、法人は行為する権利を持っているにすぎないのであるから、立法府にはその契約を調査し、法人がその権限を踰越していないかを調査するという留保された権利がある」。

Hale v. Henkel 事件判決を受け、議会はすぐにその内容を反映すべく、一九〇六年にこれまでの免責法を改正する法律（以下「一九〇六年免責法」と呼ぶ⁽¹⁵⁾）を制定した。一九〇六年免責法は、一八九三年免責法、一九〇三年商務労働法設立法、一九〇三年外国・州際通商規制法、一九〇三年予算法、について、その免責の効力を自然人に限定することを内容とするものであった⁽¹⁶⁾。

ただ、Hale v. Henkel 事件判決では、修正五条の特権は法人にはおよばないとされたのであるから、特権のおよばない法人について免責法の効力うんぬんは本来問題とならないはずである。したがって、理論的には一九〇六年免責法が免責の効力を自然人に限るとした点は、注意的な規定にとどまると解すべきであろう⁽¹⁷⁾。

三．免責付与の前提としてのサビーナおよび宣誓の要否

Hale v. Henkel 事件判決がだされた一九〇六年に、一九〇三年商務労働省設立法および一九〇三年予算法等に關して、免責付与の前提としてサビーナによる召喚や証人による宣誓が必要かどうか、という問題がイリノイ北地区連邦地裁で争われた。Armour 事件（一般には「牛肉トラスト事件」と呼ばれた）⁽¹⁸⁾判決である。

本件事は、牛肉卸業者である被告人らによる反トラスト法（シャーマン法）違反事件である。被告人らは、商務労働省の企業局長との間に、本件に関する負罪事実の供述、証拠記録等の提出を含む話し合いがあったことを理由に、免責されるべきであると主張した。それに対して検察側は、被告人らに免責が付与されるためには、その前提としてサビーナと宣誓が必要であり、その前提を欠く被告人らの証拠提出等は任意のものであって、免責は付与されるべきでない、と反論した。

連邦地裁は、被告人らが負罪事実を提示した状況を検討した上で、証拠の提示が法的強制下でなされたものであったとして⁽¹⁹⁾、大要次のように述べた。

確かに被告人による証拠の提示に先立ってサビーナと宣誓はなかったが、免責付与の前提として重要なのは法的強制であつて、サビーナと宣誓の有無は重要ではない⁽⁹⁵⁾。したがって、法的強制の下で証拠の提示がなされた本件では、被告人は免責される資格を持つ⁽⁹⁶⁾。

本件で問題となった免責法のうち、一九〇三年商務労働省設立法は、文言上免責付与の前提としてサビーナと宣誓が必要であるように読め、他方一九〇三年予算法は、免責付与にそのような前提は加えられていないように見える。しかし、本判決では免責法の文言にこだわらず、法的強制がある場合には免責が付与されると考えるべきであるとされた。

このように免責付与の前提に疑義が生じたことを受けて、免責法の制限的な解釈を求められた大統領教書に基づき、議会はあらたに次のような内容の一九〇六年免責法⁽⁹⁷⁾を制定した。

一八九三年免責法、一九〇三年商務労働省設立法、一九〇三年外国・州際通商規制法、一九〇三年予算法について、その免責の効力は、サビーナに応じて宣誓証言した者（自然人）のみにおよぶものとする⁽⁹⁸⁾。

この法改正は、政府としては以降、Armour 事件判決のような解釈をとらず、免責付与の前提としてサビーナと宣誓が必要であるとの解釈をとるとの意思を表明したものと評価できよう。また、この改正により、「明確な法的基準を確立することで、政府も証人もともに免責付与された時期を知ることができる⁽⁹⁹⁾」ことにもなる、とされた。

四．免責付与の前提としての修正五条特権主張の要否

Brown v. Walker 事件判決で合憲性を確認され、一九〇六年に免責付与の前提について明確にするための改正をうけた一八九三年免責法は、これ以降も引き続き各分野での免責立法のモデルとされていく。

免責付与の前提として、一九〇六年免責法によって、サビーナと宣誓が必要とされ、この限定が他の立法でも継承されていたが、さらにそれと並行して証人による連邦憲法修正五条特権の積極的な主張・行使が必要かどうかについても問題とされた。

免責の付与を限定的に解する立場からは、免責付与の前提として常に修正五条特権の主張が必要であるとされた。それに対して、制定法の文言に忠実に従つべきであるという立場からは、当該制定法上、免責付与の前提として修正五条特権の主張が必要とされている場合のみ、特権主張が必要であり、そうでない場合は必要がない、とされた⁽¹⁰⁰⁾。

このように下級審が混乱する中、一九三三年には免責を得る前提として修正五条特権の主張が必要であることを明示し、以降このタイプの免責法の代表例とされることになる文言を含む法律が制定された（以下「一九三三年証券法」と呼ぶ⁽¹⁰¹⁾）。一九三三年証券法⁽¹⁰²⁾中、免責規定は Title 1, § 22. (c) にあり、その内容は次のようなものであった⁽¹⁰³⁾。

連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) 等に出席・証言等を求められた者に、出席・証言等の義務を課す。

そのかわりに、その者が自己負罪拒否特権を主張した後に証言等をしたことに関するすべての行為・事項・事物のため、訴追・処罰・没収をおこなわない。

結局、(i)一九三三年証券法の免責規定に代表されるような形、すなわち修正五条特権の主張が必要であるとすする文言をもつ制定法(クレイム型免責法)と、(ii)(一九〇六年改正法により限定を付された)一八九三年免責法に代表されるような形、すなわち修正五条特権の主張が必要であるとの文言をもたない従来型の制定法(オートマティック型免責法)、という二つの制定法の型が出現したことになる。一九三〇年以前の免責法では、オートマティック型の免責規定が一般的であり、一九三〇年以降ではクレイム型が主流となる。

問題は、免責付与の前提として修正五条特権の主張の必要とされる範囲は、免責規定全体におよぶのか、それともクレイム型免責規定のみにしかおよばないのか、という点である。下級審の混乱が続く中で、リーディングケースとなる連邦最高裁判決が一九四三年にだされることになる。それが、次に挙げる *Monia* 事件判決¹⁰⁾である。

本件事案は、シャーマン法違反で訴追された被告人らが、サビーナに心証人として大陪審に出頭し、宣誓の下証言していたことを理由として、公訴の棄却を申し立てたというものである。それに対して検察側は、いずれの証人も自己負罪拒否特権を主張していなかったのであるから、(一九〇六年免責法で改正された)一八九三年免責法による免責付与の前提を欠いている、と反論した。一八九三年免責法は、文言上オートマティック型をとっているため、このような文言の免責法であっても免責付与の前提として修正五条特権の主張が必要か否かが争われた事案である。

「法廷意見は要次のように述べた。

自発的証言に対して予想外の免責を与えることのないように、免責の前提としてサビーナ召喚、宣誓を要求するようになつた免責法の立法過程¹¹⁾や、もし免責付与の前提として修正五条特権の主張を要求するのであれば一九三三年証券法等のように容易に立法化できることから考えて、「本件にかかわる立法は、その文言と外観から、もしある者がサビーナ召喚され宣誓

し証言したなら免責を得るべきであることは明白である。もし、合衆国側のいような解釈をとれば、……本法律は証人にとっての畏となるであろう¹²⁾、し、また「証人が特権を主張しなければならぬということを経意図しておらず、制定法によって要求していないことは明白であり、議会在が不問に付したことを立法に付け加えるのは我々の任務ではない¹³⁾」。

このように連邦最高裁は、オートマティック型の免責法ではその文言通りに、サビーナ召喚された証人が宣誓の下に証言した場合、修正五条特権の主張がなくても免責付与の前提をみだすことを明らかにした¹⁴⁾。

逆に、クレイム型免責法に関して、免責付与の前提として修正五条特権の主張が必要であることを確認したのが、次に挙げる *Shapiro* 事件判決¹⁵⁾である。

事案は、緊急価格統制法に授權された価格管理官 (price administrator) により発せられたサビーナにしたがい出頭し、宣誓の後証拠を提出した申立人が、その証拠に基づき緊急価格統制法違反で訴追されたのに対して、同法 § 202 (g) の免責規定に基づき公訴棄却を申し立てたというものである。

本判決の論点は多岐にわたるが、免責付与の前提として修正五条特権の主張が必要かという論点について、法廷意見は次のように述べた。

「価格統制法 § 202 (g) の文言を詳細にみると、裁判所が免責規定を限定的に解釈することを確実にするため、本セクションの起草者は苦心したことがわかる¹⁶⁾。

「憲法上の免責特権との交換を要求するのが立法者の意図である¹⁷⁾」。

このように連邦最高裁は、立法上の意図を重視して、クレイム型の免責法では、免責付与の前提として修正五条

特権の主張が必要であることを確認した。

以上のような展開で、オートマティック型とクレイム型の免責法における、免責付与の前提条件が確定した。一九三〇年以降は、不正な免責の獲得を防ぐ目的もあって、クレイム型の免責法の制定が主流となったが、すべての立法がクレイム型をとったというわけではない。また、この二類型は、前述した、免責付与の前提としてのサビーナと宣誓の必要性の問題とは必ずしも連動するものでもなく、クレイム型でもサビーナ・宣誓を要求するものも、それらを要求しないものもそれぞれ制定された。¹⁰⁾

第四項 連邦法域と州法域との関係に関する問題

周知のようにアメリカ合衆国では、多元的な法域構成がとられており、特に連邦と州との関係は、アメリカ法理解の上で重要な位置を占めていることは言うまでもない。連邦と州との関係をめぐる問題は、さまざまな局面において表出するが、免責付与の執行もその一局面であるといえる。

連邦憲法はその修正五条で自己負罪拒否特権を規定し、それを乗り越えて証言を得るための方策として免責付与の下での証言強制というシステムを取り入れた。他方、州法域にあっても、ほとんどの州で連邦憲法修正五条とほぼ同様、あるいはまったく同一の文言で自己負罪拒否特権を州憲法上規定している。また、州法でも多数の免責法が制定されているため、連邦と州、州と州、との間で、自己負罪拒否特権と免責の効力をめぐって、かなり複雑な問題が生じている。

本項では、自己負罪拒否特権と免責の効力に関する連邦法域と州法域との関係に関する問題について、連邦最高裁判例の変遷を中心に概観する。

一 問題の出現と一応の確定

時代はかりさかのぼるが、この問題について連邦最高裁判決上初めて議論されたのは *Brown v. Walker* 事件判決¹¹⁾であった。本判決は既述のように、州際通商委員会での証言と、一八八七年州際通商法等の手続での証人についての免責規定である一九九三年免責法の合憲性を確認したものであったが、その法廷意見中に、州法域との関係に関する次のような記述がみられる。

「証人が連邦政府により免責を付与されてはいるが、州裁判所による訴追からの免除は得ていないと主張される場合¹²⁾」について、連邦憲法六条に規定される連邦法の優位性を理由として、「連邦制定法の適用に関して」「連邦憲法の八つの修正条項に課されているような」制限はな¹³⁾く、「免責は証言に関するすべての行為・事柄・事物におよび、それは当該免責が一般的なものであり、その訴追がいつされようが、どこで裁判所で行われようが適用されることを意図している¹⁴⁾ことを意味する」。

このように、連邦免責法は州にもその効力がおよぶとして、連邦法により免責を与えられた者が、州で訴追される危険を理由としてなお自己負罪拒否特権を行使して証言拒否するという手だてを封じた。¹⁵⁾

次に、連邦最高裁でこの論点が議論されたのは *Hale v. Henkel* 事件判決¹⁶⁾である。本判決は、既述のように一九〇三年予算法の免責規定に関わるもので、行為免責規定の合憲性判断を維持するとともに、連邦憲法修正五条特権の法人への適用を否定したが、同時に、本論点について、*Brown v. Walker* 事件判決を踏襲する旨判示している¹⁷⁾。ただし、それに続けて、本件事案とは反対の場合、すなわち州免責法によって免責を付与された証人が連邦法で訴追の危険を基に証言を拒否できるか、という問題についても言及している。この点について、本判決は *Jack v. Kansan* 事件判決¹⁸⁾に依拠するとして、次のように述べて、連邦訴追の危険により証言拒否することはできない、との結論にいたっている。

「州法で証人に与えられた免責では、連邦法違反で証人を訴追することを妨げないという事実は、連邦憲法修正一四条の下、そのような「免責」制定法を無効とするものではない⁽¹²⁾。さらに、イギリスでは「考慮されるべき」訴追の「危険は同一統治権内の同一法域で発生するとの結論をだしている」⁽¹³⁾。

さらにその後、Murdoch 事件判決⁽¹⁴⁾でも、前述した各判例を援用して、次のように述べて、他法域での訴追の危険を理由に証言拒否できないことを確認している。

「当裁判所は、免責させるといふ理由で、証拠の提出を免除しないとの連邦免責法の有効性にとって、州訴追からの免責は本質的ではなく、また連邦訴追からの保護を与える権限が州にないということにより、州免責法が無効となることもない」と判示してきた⁽¹⁵⁾。

また、つづくFeldman 事件判決⁽¹⁶⁾では、州裁判所の手続において、免責の上強制された証言を、連邦手続において証人に反する形で使用することが可能かどうか争われた。法廷意見は次のように述べ、州での強制証言を連邦手続で証人に反して使用することが可能であると判断した。

「ニューヨーク州裁判所での証言がニューヨーク州刑事法の下、訴追からの免除と交換に強制されるべきかどうかはニューヨークの問題である。何の目的で連邦が証拠開示を連邦犯罪での訴追より重要と考えるかは連邦議会の問題である」。
「訴追免除は、証言拒否特権と同様に、同一法域での訴追に関するものである」⁽¹⁷⁾。

以上のような判例の積み重ねによって、連邦法域と州法域との関係において、一方の法域での訴追の危険を理由

として、他方の法域での免責付与後の証言強制を拒むことはできないとの結論がこの時点で一応確定したと理解される。もっともその理由については、いまひとつはっきりしない部分も残るようと思われるが、その点はさておき、引き続き連邦最高裁判例の展開をみていくことにする。

二. 判例の動揺と変更

このように本論点について一応確定したかに思われた連邦最高裁判決の動向であったが、これ以降異なる方向に向かうことになる。その転換点となったとされるのが、つぎに挙げる *Adams v. Maryland* 事件判決⁽¹⁸⁾であった。

本件事案の概要は、サバーナに心じ上院委員会に出頭し、質問に回答した証人が、のちにその回答を理由にメリーランド州反賭博法に違反するとして訴追されたというものである。上院委員会での証言については、連邦法において「すべての裁判所において刑事手続で証人に反する証拠として使用されることはない……」⁽¹⁹⁾と規定されている。メリーランド州最高裁が、証人を反賭博法違反で有罪としたのに対して、連邦最高裁はサーシオレイライを申立人に与え、連邦最高裁の場で争われたのが本件である。

法廷意見は次のように述べ、連邦免責規定が州の裁判所にもその効力をおよぼすことを明らかにした。

「この法律は委員会証言を連邦裁判所で使用することを禁じているが、州裁判所で使用することは禁じていない、との判断はとりえない。この法律は、そのような証拠の「すべての刑事手続における……すべての裁判所での」使用を禁じている。これ以上明白な文言はない」⁽²⁰⁾。

このように本論点をめぐる議論は動揺をみせたが、最終的に連邦最高裁の立場を確定したとみられるのが、一九

六四年の同日に判決がだされた。次に挙げる二つの判例、すなわち Malloy v. Hogan 事件判決⁽¹⁰⁾と Murphy v. Waterfront Comm'n 事件判決⁽¹¹⁾である。

Malloy v. Hogan 事件の論点は、連邦憲法修正五条の特権が州にもその效力をおよぼすかどうか、という点にあり、本項の論点とは異なるが、次の Murphy v. Waterfront Comm'n 事件判決の前提となるものであるから、ここでその内容もあわせてみておくことにしたい。

Malloy v. Hogan 事件の事案の概要は、賭博等の犯罪捜査のためコネチカット州裁判所により指名された審判官の下で証言を求められた証人が、自己負罪のおそれを理由として証言を拒否したところ、法廷侮辱とされ、それに対して証人が異議を申し立てたというものである。コネチカット州は、連邦憲法修正五条の特権は、州手続における証人にその效力がおよばず、したがって証人がコネチカット州憲法により利用可能な特権を適切に行使しなかつた以上証言を拒否することはできない、と反論した。

このような事案に対して法廷意見は次のように述べた。

「我々は、修正二条の保障、修正四条の保障、修正六条の弁護士依頼権はすべて修正一四条により、連邦と同様の基準によつて州にも適用されると判示した。強制的自由の事案について、自由は連邦裁では強制だが、州裁では強制でないと考えられるというようないふはなはない。修正一四条は州について、権利章典による個人の補償の『薄められた』バージョンのみを適用するという見解を否定している。」⁽¹²⁾

「調和されるべきは、自己負罪拒否の特権と、連邦・州いずれかで訴追されるかもしれないおそれとである (Murphy v. Waterfront Comm'n 事件判決参照)。特権の主張が州裁におけるものか、連邦裁におけるものかに左右されて、同一の訴追のおそれに基づいて特権主張に関する有効性が、異なる基準により決せられるのは不釣り合いであるだろう。したがって、被

告人の黙秘が正当化されるかどうかは、州・連邦手続にかかわらず同一の基準で決せられなければならない。」⁽¹³⁾

このように、連邦最高裁は、連邦憲法修正五条は、直接には連邦政府に自己負罪拒否特権の侵害を禁じているが、州による侵害に対しても修正一四条を通じて同様に禁じられていること、また自己負罪拒否特権の適用にあたって、証言を求められた手続が連邦手続であるか、州手続であるかによらず、被告人の黙秘の正当性判断について同一基準により決せられること、を明らかにした。⁽¹⁴⁾

この判決を前提として、同日に本項論点にかかわる判断が Murphy v. Waterfront Comm'n 事件判決でなされた。本件事案の概要は、次のようなものであった。ニューヨークの Waterfront 委員会の聴聞での証言のためサビーナ召喚された証人が、自己負罪のおそれを理由に証言を拒否したため、ニューヨーク州、ニュージャージー州法での訴追免除が付与された。しかし、証人は連邦法での訴追のおそれを理由に、さらに証言を拒否したため、法廷侮辱とされた。ニュージャージー州最高裁が、州は連邦手続において証人に反して使用されるおそれのある証言を強制しつゝ、この判断を下したのに対して、証人によって異議が申し立てられた。

法廷意見は、まず大要次のように述べ、同日にだされた Malloy v. Hogan 事件判決に依拠することを明確にした上で、本論点にかかわる既述の判決を批判的に検討し、特に Feldman 事件判決については明示的に判例変更することを明らかにした。⁽¹⁵⁾

「修正五条の特権は、修正一四条を通じて州に完全に適用されると考えられるべきである。」⁽¹⁶⁾

「連邦構造中の一つの法域は、その法律の下訴追免除されている証人に対して、他法域における犯罪として有罪とするために使用される可能性のある証言を強制しつゝか」という論点について、「強制証言とその派生物が、刑事訴追に関して連

邦職員により、いかなる方法でも証人に反して使用されないのでなければ、州の証人は連邦法により負罪されるおそれのある証言を強制されない¹⁶⁾とすべきである。

また、逆に連邦手続における証人が、州法により負罪されるおそれを理由として証言拒否できるかどうかについて、本判決では直接結論を述べているわけではないものの、次のような判示部分があることから、連邦最高裁は、連邦手続における証人が、州法により負罪されるおそれを理由として証言拒否できるとの立場をとったと理解されている。

「憲法上の「自己負罪拒否」特権は、州の証人を州法と同様に連邦法による負罪から保護し、また、連邦の証人を連邦法と同様に州法による負罪から保護するものと判断する¹⁷⁾」。

1)のMurphy v. Waterfront Comm'n事件をもって、本項論点は決着がついたものとされている。すなわち、他法域で負罪させられるおそれのある証言を証人に強制されないという形で確定した、と考えられているのである。

第五項 免責形態をめぐる論争の再燃と一応の決着

Counselman v. Hitchcock事件判決での使用免責法についての違憲判断をつけ、議会は行為免責を規定する一八九三年免責法を制定した。この一八九三年免責法の合憲性がBrown v. Walker事件判決で確認され、それ以降の免責立法のモデルとなったのは、前述の通りである。

このように免責法の免責形態として行為免責が定着し、これにならう多くの立法もなされ、この点に関する争いこととなる。

本項では、行為免責全面違憲説を押さえ込んで行為免責形態の免責法でいったん安定し、その後、行為免責形態から修正された使用免責形態へと連邦最高裁判例および立法が移行し、確定する状況を観察する。

一．行為免責形態での安定

行為免責形態の免責法については、Brown v. Walker事件以降の連邦最高裁判決でくりかえしその合憲性が確認された。

まず、Hale v. Henkel事件判決¹⁸⁾では、一九〇三年予算法中の行為免責規定について、次のように述べて、修正五条の保護範囲には犯罪訴追等の刑事責任のみが含まれ、不名誉等その他の不利益は含まれないことを確認、Brown v. Walker事件判決を踏襲すること、さらに免責法が全面的に許されないとした場合の不合理性を説いた。

連邦憲法修正五条は、「犯罪訴追にならざるやうな証言を強制しない」としている。証人の高潔さについての評判を書したり、証人に不名誉をもたらすやうな事実の証言を強制しないことを宣言するものではなく、その限界は証人を訴追にさらすかもしれない証言とどうなるに引かれている¹⁹⁾。

「証言に関する犯罪行為が時効にかかっていたり、すでに恩赦を受けていたり、免責を保障されていた場合、修正条項は

適用されない」。

「もし、免責法によって修正条項が何の影響も受けないのであれば、負罪する傾向があるかどうかの判断が証人の権限内にあることになり、免責が善意に反することが明らかであるときであれば、刑事事例においてほとんどすべての質問に回答するのを拒絶する行為を正当化するべきではない」。

その後、連邦最高裁は *Murdock* 事件判決⁽⁸¹⁾ および *Counselman v. Hitchcock* 事件判決⁽⁸²⁾、*Brown v. Walker* 事件判決⁽⁸³⁾、*Jack v. Kansas* 事件判決⁽⁸⁴⁾、*Hale v. Henkel* 事件判決⁽⁸⁵⁾ に依拠して次のように述べた。

「構築された原則は、完全な訴追免除が強制的自己負罪禁止によって与えられる保護と同等であるという点である」。

この原則は、その後 *Monia* 事件判決⁽⁸⁶⁾、*Feldman* 事件判決⁽⁸⁷⁾、*Shapiro* 事件判決⁽⁸⁸⁾、*Adams v. Maryland* 事件判決⁽⁸⁹⁾ でも明示的あるいは黙示的に踏襲された。

ところで、議会・議会委員会に関する使用免責法である一八六二年免責法は *Counselman v. Hitchcock* 事件判決により、その実効性を失っていたものの、法文上は削除されずに残っており、誤解を生じるおそれがあった。その点も含めて、一九五四年に再び免責法について全面的な検討が加えられた。その結果制定されたのが、国家の安全保障にかかわる罪についての免責法（以下「一九五四年免責法」と呼ぶ⁽⁹⁰⁾）である。一九五四年免責法の概要は次の通りである。

議会・議会委員会・連邦大陪審・連邦公判の手續における、反逆罪・スパイ行為等国家の安全保障にかかわる罪において、

証人による自己負罪拒否特権の主張を前提として、証言等を証人に強制するかわりに、証言に関する行為・事項・事物のために訴追・処罰・没収されることはない。ただし、議会の免責付与手續に関しては、事前に当該院の出席議員の過半数による議決と、司法長官への通知、連邦地裁の承認が必要であり、議会委員会の免責付与手續に関しては、事前に当該委員会全委員の三分の二以上による議決と、司法長官への通知、連邦地裁の承認が必要であり、連邦大陪審・連邦公判の免責付与手續に関しては、公益の必要性（*necessary to the public interest*）と、司法長官の承認の下、連邦検事が裁判所に申請し、裁判所の命令を得ることが必要である。

このように捜査側の訴追予定を害するような免責付与をできるだけ回避するための措置が新たに設けられた⁽⁹¹⁾。

一九五四年免責法の免責形態は、これまでの免責法を踏襲する行為免責形態をとっていた。前述のように、行為免責形態は、修正五条特権の保護範囲と同値であって憲法上許される、という判断がこれまで何度も繰り返され、すでにこの時期には確定していたが、それに対して異議を申し立てる事案が発生し、一九五四年免責法の合憲性が再度審理されることになった。それが次にあげる *Wilman* 事件判決⁽⁹²⁾ である。

事案の概要は次のようなものである。証人はサビーナに恋じ、スパイ行為およびスパイ行為謀議による国家安全保障危殆未遂罪を調査する連邦大陪審に出頭した。証人は、自己負罪拒否特権を行使し、そのような行為についての知識に関する質問や自己と他の人がそのような行為に参加していたことに関する質問、自己や他の人が共産党員であることに関する質問に回答することを拒絶した。一九五四年免責法（18 U.S.C. § 2486 (c)）にしたがい、連邦検事は、司法長官の承認を得て、大陪審の前での証人の供述を要求する命令を連邦地裁に請求し、裁判所はこの命令を発した。証人は、供述をなお拒絶したため法廷侮辱で有罪とされたため、それに対して証人が異議を申立てた。

本事案の特徴は、証人が共産党員であることを自ら証言することにより受ける（刑事責任以外の）不利益が非常に大きいと予想されるという点にある。当時、アメリカ合衆国は、第二次大戦後のいわゆる反動の時代にあり、共産主義者に対する排撃が厳しく、特に一九五〇年には国内治安法が制定され、Joseph McCarthy 上院議員を中心とするレッド・パージが盛んに行われていたという時代背景の下にあった。そのため、共産党員であることが明らかになれば、各種資格喪失をはじめとして、かなり峻烈な有形・無形の不利益が証人に課されるであろうことが確実な状態にあった。

このような事案について、法廷意見はまず次のように争点をまとめた。

「本「免責」法によって規定された免責は、自己負罪拒否特権によって与えられた保護に置き換えるのに十分に広いものであるか」。

「立法上の要求が満たされているとして、本法によって、大陪審がした重要な質問に答えることを証人に要求する命令の申請を却下する裁量が、地裁判事に与えられているのか。また与えられているとした場合、裁判所は『司法権』の行使でない機能を使用することを要求されるのか」。

「連邦議会は、州の犯罪訴追の免除を規定しているのか。またそうであれば、そうする権限を与えられているのか」。

「免責法の範囲がどうであれ、免責がなければ負罪証言となるようなものの強制を禁じているのではないか」。

その上で、争点おののについて、次のような判断を下した。

「について、本件は連邦・州当局や一般社会から課される不利益の大きさに鑑みて、Brown v. Walker 事件と

は異なり、法は被告人に真の免責を与えていないと主張する証人に対して、次のように述べ、先例にしたがい、免責法は証人の刑事責任を免除すれば十分であることを明らかにした。

「本裁判所はしばしば、免責付与は、特権行使を正当化することに対する疑念を引き起こすような制裁を取り除くことのみが必要である」と判示してきた」。

「について、一九五四年免責法では、証人に証言するよう説示する命令を発する地裁判事が、その命令付与において裁量をもっており、その点で本件は Brown v. Walker 事件とは異なる」との証人の主張に対して、次のように述べた。

「一九五四年免責法の」§ (c) を公正に読めば、公共の利益によって正当化されないと理由で、その命令を拒否する裁量が地裁判事にはないことが分かる」。

「§ (c) で裁判所が要求される義務は、制定法上の要求が大陪審、連邦検察官、司法長官によって覆践されているかどうかを確認することだけであるので、地裁が『司法権』の範囲内にとどまっていると結論つけるのは容易である」。

「について、まず、証人が州による訴追の危険にさらされている限り、その免責は憲法上十分なものとはいえない、との証人側の主張に対して、最高裁は Adams v. Maryland 事件判決にしたがい、連邦免責規定が州の裁判所にもその効力をおよぼす旨を明らかにした。次に、州訴追からの免除を付与する議会の憲法上の権限を疑問視する主張に対しては、次のように述べ、議会に州訴追免除を付与する権限があるとした。

「議会が国防のための権限をもち、また」これまで列挙した各種の権限、およびこの憲法によって合衆国政府、またはその各部門、そこで服務する公務員に与えられた他の一切の権限を行使するために必要かつ適切なすべての法律を制定するための「補完的な権力をもつことは、争い得「連邦憲法一条八節一八文」す、「本免責法は国防に関連する」ものである。

について、修正五条の文言解釈に立ち返り、Brown v. Walker 事件判決を変更せよとの証人側の主張⁽⁵⁵⁾に対し、最高裁は、一八九三年免責法の合憲性はBrown v. Walker 事件判決で徹底的に議論を尽くされており、それ以来異議は申し立てられておらず、一八九三年免責法はわれわれの憲法体系の一部となっているし、州法域でもほとんどの州で同様の原則を公表している、として判例変更の必要はないとした。

以上のように連邦最高裁は、刑事責任以外の不利益がかなり大きいことが予想される場合でも、これまでの理解が踏襲できるとして、行為免責の合憲性を再確認した。

このような経緯で、免責法は行為免責形態で安定し、まさにこの免責形態が「われわれの憲法体系の一部」となったように思われた。

二. 使用・派生使用免責への移行

行為免責に対しては、両側面からの批判、すなわち、行為免責の免責効果の広範さに対する、訴追上の必要性からの批判と、免責対象を刑事責任のみに限定することに對する、連邦憲法修正五条の広い擁護を是とする立場からの批判、とがあった。しかし、これらの批判に対しては前述のように、それぞれ、一九五四年免責法で免責付与に際しては、一定数以上の議員による議決、公益の必要性判断、司法長官への事前連絡・証人等を要求し、捜査の必要性にも一定の配慮を示し、Ulman 事件判決で、免責対象を刑事責任に限定するという以前の立場

場を堅持する、という回答が示された。

これにより免責形態として、行為免責で安定したかにもえたのだが、既述のMurphy v. Waterfront Comm'n 事件判決⁽⁵⁶⁾の内容から、必ずしも行為免責ほど広い免責範囲をとらずとも、憲法上許される形態の免責形態があるのではないかと、ということが意識されることとなる。

この判決の主たる論点は、前述のように連邦法域と州法域との関係に関するものであったが、その結論部分で次のようにも述べていた。

「われわれは、強制証言とその派生物が刑事訴追に関して連邦職員により、いかなる方法でも証人に反して使用され得ないのでなければ、州の証人は、連邦法下で負罪されるおそれのある証言を強制されないと考える。さらに、この憲法上のルールを実施し、州政府と連邦政府の調査・訴追という利益を調和するため、連邦政府は強制証言とその派生物の使用を禁じられなければならないものと結論づけらる」。

「いったん被告人が連邦訴追に関連する事項について、州による免責付与の下証言したということを明らかにしたときには、連邦当局者は、「のちの訴追で用いられている」証拠が、問題となっている証拠から独立した正当な源からのものであることを証明する負担を負わされる」。

そしてこのような措置をとれば、「証人と連邦政府とを、州による免責付与がないときに証人が特権を主張した場合と実質的に同一の立場におくことになる」。

つまり、この判示から、「強制証言とその派生物」を証人に反する形で使用できないのであれば、証人に対して証言を強制しうる、と解釈することができ、また検察側が、問題となっている証拠が「独立した正当な源」から発したものであることを証明する責任を果たしたなら、その証拠を証人に反する証拠として使用できる、とも解釈で

きるのである。

もっとも、本判決は証言強制する法域と、のちに刑事訴追する法域とが異なる場合についてのものであるので、同様の理が、証言強制と訴追とが同一法域である場合にまでおよんでいるのは、明らかでないとも考えられる⁽⁸⁴⁾。

しかし少なくとも、*Counselman v. Hitchcock* 事件で違憲とされた単純使用免責に一定の修正を加えた使用免責であれば、証人が修正五条特権を使用した場合と、その証人を実質的に同一の立場におくことになり、したがって修正五条には違反しないとの立場に道を拓いたということができ、その点で本判決は重要性を有すると考えられているのである。

この判決を受けて、以前から行為免責の広い免責効果に不満をもっていた司法省の後押しもあり、議会は一九七〇年に免責効果を狭める免責法を制定するにいたる(以下「一九七〇年組織犯罪規制法」と呼ぶ⁽⁸⁵⁾)。

一九七〇年組織犯罪規制法中、免責に関する部分は、その「第二編 一般的免責」の部分にある。その内容は次のようなものであり、免責付与の手続については一九五四年免責法を多くの部分において踏襲する形をとっている。

連邦裁判所・大陪審、連邦の機関、議会各院・委員会等において、

証人は自己負罪拒否特権を理由として、証言を拒否することはできないが、

このようにして得られた証言等や、証言等から直接・間接に導かれた情報は、偽証等の訴追の場合を除いて、いかなる刑事事件においても証人に反して使用されない。

連邦裁判所・大陪審の手続での免責については、連邦検察官が、(a) その証言に公益上の必要を認め、(b) 証人が自己負罪拒否特権を行使し、証言拒否するか、またはそのおそれがある場合に、(c) 司法長官等の承認の上で免責付与を請求し、(d) この請求により連邦地裁が免責命令を発することができる。

連邦の(行政)機関の手続での免責については、連邦の機関が、(a) その証言に公益上の必要を認め、(b) 証人が自己負罪拒否特権を行使し、証言拒否するか、またはそのおそれがある場合に、(c) 連邦の(行政)機関が免責命令を発することができる。

議会各院・委員会等の手続での免責については、(a) 一定数の議会議員、委員会委員の賛成により、免責付与の請求がなされていること、(b) その請求の一〇日以上前に司法長官に対して通知がなされていることを確認した上で、(c) 連邦地裁が免責命令を発することができる。

この一九七〇年組織犯罪規制法の免責規定で最も重要なのは、やはり行為免責形態から修正された使用免責形態へと移行した点であろう。強制証言のみの使用を禁じる単純使用免責規定については、すでに、一八九二年の *Counselman v. Hitchcock* 事件判決により、その憲法適合性が否定されていた。しかし、前述一九六四年の *Murphy v. Waterfront Comm'n* 事件判決が、強制証言そのものの使用のみならず、派生物をも使用禁止にする免責規定であれば、憲法上許容されるところの判断をしたことを受けて、本法では「強制」証言等や、「その」証言等から直接・間接に導かれた情報」を使用禁止とする免責形態を取り入れた。この形態の使用免責は、以前の単純使用免責と区別する意味もあって、一般に「使用・派生使用免責 (use/derivative use immunity)」と呼ばれている。また、本法のもう一つの重要な特徴として、一八九三年免責法以来なされてきた、各分野ごとの断片的な形での免責立法という方法に終止符をついたという点を挙げることができる。本法が包括的に免責付与の効果・方法を規定したことにともない、これまで断片的に免責を規定していた五三にもほる制定法は廃止されることとなった⁽⁸⁶⁾。

三・ Kastigar 事件判決⁽⁸⁾

一九七〇年組織犯罪規制法の免責規定は、免責形態をこれまでの行為免責から、使用・派生使用免責に変更するものであったため、その憲法適合性が裁判上も争われることとなった。一九七二年の同日にされた Kastigar 事件判決⁽⁹⁾、Zicarelli v. New Jersey 事件⁽¹⁰⁾で、この争いに対して、連邦最高裁としての結論をだした。特に前者は使用・派生使用免責の合憲性についてのリーディングケースとして、今後広く引用・援用されるとともに、以降の裁判で解釈・展開されることになるので、次にやや詳しくみることにする。

Kastigar 事件の事案概要は次のようなものであった。申立人らはカリフォルニア中央地区連邦陪審にサビーナ召喚された。検察側は、申立人らが修正五条の特権を主張すると考え、召喚に先立って、18 U.S.C. §§ 6002, 6003 によって与えられる免責に基づく証言強制命令を地裁に請求した。申立人らは、法が与える免責の範囲は、自己負罪拒否特権の範囲と一致せず、免責が特権によってかわり証言を強制するには不十分であると主張し、免責命令の発付に異議を申し立てた。地裁は、この主張を却下し、申立人らに免責を付与して証言を強制した。申立人らは出頭したものの、自己負罪拒否特権を主張して証言を拒絶した。申立人らは、地裁に出頭させられ、免責の付与にもかかわらず、陪審の質問に回答することを拒否すると主張した。そのため、地裁は、申立人らを法廷侮辱として、陪審の質問に答えるまで、もしくは陪審の期間が終了するまでの司法長官拘禁とした。第九巡回控訴裁もこれを容認した。連邦最高裁は、強制証言とそこから導かれた証拠の使用からの免除（使用・派生使用免責）を付与することによって証言を強制しうるか、それとも強制された証言に関連する犯罪についての訴追からの免除（行為免責）の付与が必要とされるのか、という重要問題について解決するために、サシオレイライを発付した⁽¹¹⁾。以上のような事案について、法廷意見は、まず証人の一般的証言義務の存在を提示し、その義務から免除される一例として、修正五条による自己負罪拒否特権の存在を挙げる⁽¹²⁾。そして、免責法と修正五条特権とは価値的に相容

れないものではなく、お互いに調和すべきものである」と判示する⁽¹³⁾。

その上で、たとえ訴追からの完全な免責が与えられたとしても、自己負罪を強制するための法律は許されない⁽¹⁴⁾との免責法全面違憲説の主張に対しては、これまでの判例である Brown v. Walker 事件判決、Ullmann 事件判決を再肯認する⁽¹⁵⁾として退けた。

次に、18 U.S.C. § 6002 が付与する免責範囲は、修正五条の与える保護範囲と同一でなく、特権の主張を排除し証言を強制するには保護として十分でない⁽¹⁶⁾、との主張に対しては次のように述べ、使用・派生使用免責の合憲性を明示し、この解釈が Counselman v. Hitchcock 事件判決と矛盾するものでないことを示した⁽¹⁷⁾。

「すべての刑事事例において、命令によって強制された証言またはその他の情報（またはそのような証言・情報から直接・間接に導かれた情報）の使用に関する本法律の明確な規定は、修正五条の基準と調和する。そのような使用・派生使用免責は、自己負罪拒否特権と同一の範囲をもち、したがって特権の主張にもかかわらず証言を強制するに十分であるとわれわれは考える。免責付与は、特権により与えられた保護と同一の保護を与えなければならないが、それ以上に広い必要はない。強制された証言に関連する犯罪の訴追からの完全な免責を与える行為免責は、修正五条特権が与えるものより広い保護を証人に与えている。当該特権は、それを行使した人はのちに訴追され得ないという意味に解釈されてこなかった。その唯一の関心は、『犯罪行為に与えられるべき処罰を導く証言を強制的に得ること』からの保護を与える、ということである。強制証言の使用免除、ならびにそこから直接・間接に導かれた証拠の使用免除により、この保護は与えられる。それはあらゆる意味で強制証言が訴追機関に使用されることを禁じており、したがって、その証言が証人を処罰に導き得ないことを確定している⁽¹⁸⁾」。

また、Murphy v. Waterfront Comm'n 事件判決に言及して、当該判決は確かに本件と異なり、免責付与と

証言強制が同一法域でなされたものではないが、その理は本件のように同一法域におけるものであっても同様に妥当すると解すべきだとした上で、次のように結論づけた。

「Murphy v. Waterfront Comm'n 判決が「つまり、使用・派生使用免責は『証人と連邦政府とを、証人が免責を得ていないときに特権を主張した場合と』、実質的に同一の立場におく」⁽⁸⁵⁾。

さらに、使用・派生使用免責では、訴訟へのつながりを得る等の免責証言の間接使用を防ぐことができず、証人保護をして適切でない、との主張に対しては次のように述べ、Murphy v. Waterfront Comm'n 事件判決で提示された連邦当局に課せられた証明責任の重さを根拠に、これを退けている。

「18 U.S.C. § 6002 によりこの免責を与えられ、その後訴訟された者は、自己の権利の保持を、訴訟当局の誠実さと善意に左右せむな⁽⁸⁶⁾。Murphy v. Waterfront Comm'n 事件判決では次のように述べられている。『被告人が、連邦訴訟に関する事項について、州の免責を付与された上で証言したのだと申し述べた場合、連邦当局は、争点となっている証拠に関して独立した正当な源を自分たちがもっているということを証明することによって、それらの証拠が汚れていないということを証明する責任を負わされる。われわれが適切であることを再確認することの立証負担は、汚れの否定に限定されない。…それ以上に、検察官に対して、使用しようとする証拠が強制証言から完全に独立した正当な源から導かれていることを証明する積極的な義務を課す。これはまさに実質的な保護であり、特権自体を行使した結果と同一のものである』⁽⁸⁷⁾。

本判決では、免責による証言強制の事例と、強制自由に関する事例との類似性にも言及されている。

「この制定法の規定は、強制自由に関する判例での修正五条の要求と類似している。強制された自由は、てがかりの暴露という点で、免責と引き換えになされた証言と同様であり、刑事事実審において許容されないが、訴訟は禁じられない。さらに、免責付与によって負罪証拠をとられた被告人は、強制自由の主張をした被告人よりも、事実審において強い立場におかわつる。この法律による主張をした者は、使用しようとした証拠すべてが正当な独立源からのものであることを証明する重い負担を政府にシフトするため、免責付与の下証言したということのみを証明すればよい。他方、修正五条の強制自由の主張をする被告人は、自由とそこから導かれた証拠を不許容とするためには、まず任意性に関する聴聞において説明しなければならぬのである」⁽⁸⁸⁾。

以上の議論をふまえた上で本判決は最終的に次のように結論づけている。

「18 U.S.C. § 6002 で規定される免責は、証人と訴訟当局とを、証人が修正五条の特権を主張した場合と実質的に同一の立場におくことになるというのが、われわれの結論である。したがって、この免責は特権と同範囲であり、特権にとってかわるのに十分である」⁽⁸⁹⁾。

このように、本判決によって、使用・派生使用免責形態の免責法が合憲であることが連邦最高裁によって確認された⁽⁹⁰⁾。

前述のように Kastigar 判決と同様に Zicarelli v. New Jersey 事件判決もだされている。事案は次のようなものであった。ニュージャージー州調査委員会にサビーナ召喚された証人が、自己負罪拒否特権を援用し、証言を拒否したのに対して、委員会は州免責法（使用・派生使用免責形態の免責法）により免責を付与した。しかし、証人は、当該法律の保護の不十分性を理由になお証言を拒否した、というものである。

法廷意見⁽⁸⁰⁾は大要次のように述べた。

他法域での免責証言および派生証拠の使用についても、Kastigar 判決と同様のことが適用される。⁽⁸¹⁾
使用・派生使用免責が付与されるのは、質問に対する「反応としての」回答に限られる。⁽⁸²⁾

外国での訴追のおそれを理由とする証言拒否の主張に対しては、その実質的危険がないので認められない。⁽⁸³⁾

は同日付の Kastigar 判決の適用事例とみることができ、も特に疑義を生じないと思われるが、⁽⁸⁴⁾ については、仮に外国での訴追の危険が実質的危険と呼べるほどに大きなものである場合にはどういう判断となるかについて、なお問題は残されたままとなっているといえよう。⁽⁸⁵⁾

以上のように、一九七〇年組織犯罪規制法により包括的な形での使用・派生使用免責が規定され、Kastigar 事件判決によってその合憲性が確認されたことで、これ以降に生じる免責法をめぐる争いは、Kastigar 判決による一九七〇年組織犯罪規制法の解釈を前提とし、各事例への適用の妥当性を中心に展開されることになる。その際、特に問題となるのは、禁じられる免責証言の派生的使用の具体的範囲確定、検察側立証に際して必要とされる独立源証明の程度、検察側が証明責任を果たすために必要とされる具体的方策、等の点である。このように注目に注意しながら Kastigar 判決以降の展開を観察するのが、次節での課題となる。

- (1) 連邦法域における免責制度の歴史的展開を包括的に紹介したものととして、藤永幸治「イミューニティに関する米連邦最高裁判例の推移」警察研究四三巻一〇号（一九七二年）五頁以下、飯田英男「アメリカ合衆国におけるイミューニティ法の運用の案情と問題点（上）」警察研究四九巻八号（一九七八年）二七頁以下、田宮裕「刑事免責について」ジュリスト六七六号（一九七八年）一六三頁以下「のち、同『日本の刑事訴追』（有斐閣、一九九八年）所収二六七頁以下」。
- (2) これらの論稿が、一九七〇年代合衆国における免責法の大きな変革に触発されて書かれたものであることによる。免責法の大変革と並んで、一九七〇年組織犯罪規制法の制定と、それに対する Kastigar 判決による連邦最高裁判所の合憲判断の二つがある。
- (3) なお、本章の記述の体裁については、判例の展開については基本的に時系列にしたがうが、重要ないくつかの論点、すなわち、免責形態をめぐる争い、免責付与の前提に関する問題、他法域との関係に関する問題、を中心に展開している。また、他の論点についても適宜挿入されているため、少なからず時間関係が前後する点もある。
- (4) 9 Anne, c. 14, §§ 3-4 (1710)。なめじの規程は、一八四五年の憲法法により廃止された。⁽⁸⁶⁾ See 8 & 9 Vict. c. 109, § 15.
- (5) Kastigar v. United States, 406 U.S. 441, 445 n.13.
- (6) See e.g., Comment, The Federal Witness Immunity Acts in Theory and Practice: Treading the Constitutional Tightrope, 72 Yale L.J. 1568, 1571 n.13 (1963); Comment, The Aftermath of the Iran-Contra Trials: The Uncertain Status of Derivative Use Immunity, 51 Md. L. Rev. 1011, 1014 (1992).
- (7) イギリスの免責法適用の有名な事例として、一七二五年の Macclesfield 大法官の事例があり、それ以前は一七三三年の Atterbury 回教の事例がイギリス議会記録に残されている。⁽⁸⁷⁾ Lord Chancellor Macclesfield's Trial, 16 How. St. Tr. 767, 1147 (1725); Bishop Atterbury's Trial, 16 How. St. Tr. 604 (1723)。See 8 John H. Wigmore, Evidence § 2281, at 492 & n.2 (John T. McNaughton rev. ed. 1961); Kastigar v. United States, 406 U.S. at 445 n.13。N の叙、一七四一年の Orford 回教 (Robert Walpole 卿) 政權に抗する議院審判の事例による。⁽⁸⁸⁾ See 8 John H. Wigmore, Evidence § 2281, at 492-493 & n.3 (John T. McNaughton rev. ed. 1961); George D. Wendel, Compulsory Immunity Legislation and the Fifth Amendment Privilege: New Developments and New Confusion, 10 St. Louis U. L.J. 327, 332-333 & n.29.
- (8) Law of Mar. 9, 1774, c. 1651, 5 Colonial Laws of New York 621, 623 (1894)。See Leonard W. Levy, Origins of the Fifth Amendment: The Right against Self-Incrimination, 402-403 (1968)。

- (9) *E.g.*, Resolution of Jan. 6, 1758, in Votes and Proceedings of the House of Representatives of the Province of Pennsylvania (1682-1776), 6 Pennsylvania Archives (8th series) 4679 (C. Hoban ed. 1935). See *Kastigar v. United States*, 406 U.S. at 445 n.13.
- (10) 「人は誰も刑事事務にもしつて証人になるといふことを強制されない」 U.S. Const. Amend. . .
- (11) 正式名称「両院の召喚にもしつて、もし効果的に証人の出頭を強制し、証言を強制する法律」である。
- (12) 一八五七年免責法成立の経緯の詳細については Robert G. Dixon, Jr., The Fifth Amendment and Federal Immunity Statutes, 22 Geo. Wash. L. Rev., 450-453 (1954); Comment, *supra* note 6, 72 Yale L.J. at 1571; Comment, *supra* note 6, 51 Md. L. Rev. at 1014 並参照。
- (13) Act of Jan. 24, 1857, ch. 19, 11 Stat. 155.
- (14) 以下は一八五七年免責法の試訳である。
 §1. 両院議事、または両院議会の委員会が当該問題について証言を、あるいは書面を提出するため、両院の権限によつて証人として召喚された者が、出頭しない、あるいは調査される議会で考慮中の調査問題に関係のある質問への回答を拒絶する場合には、現行の処罰に加えて、軽罪として正式起訴され、管轄連邦裁判所において一〇〇ドル以上一〇〇〇ドル以下の罰金および一ヶ月以上十二ヶ月以下の通常拘留所への拘禁とす。
- §2. 両院議事、または両院議会の委員会が尋問され証言した者は、いかなる裁判所においても犯罪として答えさせられず、あるいはこの法律制定日の前後にかかわらず証言したことに關する両院議事、または両院議会の委員会が証言することを要求されたことに關するいかなる事実もしくは行為のため、処罰され、または没収されることはない。また、両院議會、または両院議会の委員会が証人によつてなされた証言、あるいは提出された書面は、すべて裁判所でのその証人に対する刑事手続において、資格ある証言とならない。これ以後証人は、そのような事実に関する証言、もしくはそのような書面の提出が自己を不名誉とする、あるいはその他自己の各を汚す傾向があるといふことを理由として、両院議會、または両院議会の委員会によつて尋問されたことに關して、事実を証言することを拒絶したり、書面を提出することを拒絶したりすることは許されない。ただし、前述の証言にあつて犯された偽証について、証人が訴追、処罰されることを免除するものではない。本法律は解釈されなむ。
- §3. (省略)

- (15) 行為免責という名称は、免責効果の内容を表す語として必ずしも適切であるとは言えないように思われるが、すでに広く用いられてゐることに鑑み、本稿でもこの用語に従つて置く。なお、Wigmore はこのタインの免責を「訴追から免責 (immunity-from-prosecution)」と呼び置く。 See 8 Wigmore, *supra* note 7, §2281, at 495 n.11.
- (16) See Dixon, *supra* note 12, 22 Geo. Wash. L. Rev. at 453-454; Comment, *supra* note 6, 72 Yale L.J. at 1572; Comment, *supra* note 6, 51 Md. L. Rev. at 1015.
- (17) 正式名称「両院議会の委員会からの証人出頭を強制する Jan. 24, 1857 法第二セクションの規定を改正する法律」である。
- (18) Act of Jan. 24, 1862, ch. 11, 12 Stat. 333.
- (19) 以下は一八六二年免責法の試訳である。
 一八五七年一月二十四日に承認された「両院の召喚において、より効果的に証人の出頭を強制し、証言を強制する法律」と名付けられた法律の第二セクションの規定は、以下のうちに修正・変更・廃止される。：両院議會、または両院議会の委員会が尋問され供述された証言、すべての裁判所で、いかなる刑事手続においてもその証人に反する証拠として使用されない。…ただし、そのような尋問にあつてその証人によつて提出された公的書類もしくは記録は、前述したすべての刑事手続からの証人保護のための当該証拠の特権の範囲内に含まれない。…これ以後証人は、そのような事実に関する証言、もしくはそのような書面の提出が自己を不名誉にする、あるいはその他自己の各を汚す傾向があるといふことを理由として、両院議會、または両院議会の委員会によつて尋問されたことに關して、事実を証言することを拒絶したり、書面を提出することを拒絶したりすることは許されない。…ただし、前述の証言にあつて犯された偽証について、証人が訴追、処罰されることを免除するものではない。本法律は解釈されない。
- (20) See Dixon, *supra* note 12, 22 Geo. Wash. L. Rev. at 454.
- (21) 正式名称「当事者として証拠開示した者、または証人として証言した者に関わる事例における保護のための法律」である。
- (22) See Comment, *supra* note 6, 72 Yale L.J. at 1572.
- (23) Act of Feb. 25, 1868, ch. 13, 15 Stat. 37.
- (24) 以下は一八六八年免責法の試訳である。
 §1. かつこの当事者の回答、その他の証言、合衆国裁判所または外国裁判所で、当事者または証人から司法手続という手段によつて得ら

れた開示または証拠は、合衆国裁判所または合衆国職員による手続において、すべての犯罪に関し、または当事者、証人の行為、不作為を理由とした処罰、没収の行使のため証拠とはされず、またはいかなる方法によってもその当事者もしくは証人、またはその者の財産、不動産に反して使用されない。…ただし、前述の開示、証言にあつて犯された偽証について、証人が訴追、処罰されることを免除するものについては、本法は解釈されない。

§ 2. (管轄)

(25) この二〇年間で唯一一八六八年免責法が使用されたとして記録されている事例として、United States v. McCarthy, 18 Fed. 87 (C. C. S. D. N. Y. 1883). See Comment, *supra* note 6, 72 Yale L.J. at 1572 & n.20.

(26) 以下は R.S. 102, 103, 859, 860 の試訳である。

[ch. 7 議事録例]

sec. 102

各議院、または各議院の委員会で調査される問題に関する証言や証拠の提出をするため、各議院の権限によって証人として召喚された者が、故意に出頭せず、または出頭しても調査中の問題に係る質問に答えることを拒絶した場合、軽罪として一〇〇ドル以上一〇〇〇ドル以下の罰金、および一月以上二月以下の通常拘留所への拘禁とする。

sec. 103

証人は、事実の証言や書類の提出が自己に恥辱を与える傾向がある、またはその他不名誉にする傾向があるという理由で、各議院、または各議院の委員会によって尋問されたことに関して、すべての事実を証言すること、またはすべての書類を提出することを免れなければならない。

[ch. 17 証拠]

sec. 859

各議院、または各議院の委員会で証人によってなされた証言は、すべての裁判所のすべての刑事手続において、手続中その証言をするにあつて犯された偽証による訴追を除いては、その証人に反して使用されない。ただし、その証人によって提出された公的書類もしくは記録は当該特権の範囲内にならないものとする。

sec. 860

本国あるいは外国の裁判所での司法手続による、当事者の訴追、当事者もしくは証人から得られた開示事項または証拠は、合衆国の

(27) 本法により作られた委員会は、本法の規定の支配下にあるすべての通常運送者の業務運用を調査する権限をもち、その業務運用がなされる方法について情報をもつことができ、またそのような通常運送者から、委員会が作られた目的を達し、義務を果たすために必要ならぬ情報の得る権限をもち、…そして本法の目的のため、委員会は証人の出頭と証言を求め、調査下にある問題に関連する帳簿・書類・計算書・契約書・同意書・文書の提出を求める権限をもち、この目的のため本セクションの規定の下、証人の出頭・証言・帳簿・書面・文書の提出を求めるにあたり、合衆国のすべての裁判所の助けを借りることができ。

(27) Counselman v. Hitchcock, 142 U.S. 547 (1892).

(28) Act of Feb. 4, 1887, ch. 104, 24 Stat. 379.

(29) *Id.* § 12, 24 Stat. 383. 以下は一八八七年州際通商法 § 12 の試訳である。

sec. 12

本法により作られた委員会は、本法の規定の支配下にあるすべての通常運送者の業務運用を調査する権限をもち、その業務運用がなされる方法について情報をもつことができ、またそのような通常運送者から、委員会が作られた目的を達し、義務を果たすために必要ならぬ情報の得る権限をもち、…そして本法の目的のため、委員会は証人の出頭と証言を求め、調査下にある問題に関連する帳簿・書類・計算書・契約書・同意書・文書の提出を求める権限をもち、この目的のため本セクションの規定の下、証人の出頭・証言・帳簿・書面・文書の提出を求めるにあたり、合衆国のすべての合衆国巡回裁判所は、本法の規定の支配下にある通常運送者、その他の者に対して発せられたすべての命令に従つて拒絶した場合、そのような運送者、その他の者に対して当該委員会に出頭し（命令されれば帳簿・書面を提出し）、その問題に関連する証拠を提出することを要求する命令を発することができ、…裁判所のそのような命令に従わない者は、法律侮辱でその裁判所により罰せられる。当該証言・証拠が自分自身を負罪させるとの主張は、証人が証言しないことと理由とならない。…

したが、当該証拠・証言はすべての刑事手続のトライアルにおいてその者の不利に使用されない。

(30) Act of Mar. 2, 1889, ch. 382, 25 Stat. 855.

(31) *Id.* § 3, 25 Stat. 858. 以下は一八八九年改正州際通商法 § 3 の試訳である。

sec. 3

当該法律（一八八七年州際通商法〔訳者注〕の § 12 を以下の通り修正する。…）
「sec. 12 本法により作られた委員会は、本法の規定の支配下にあるすべての通常運送者の業務運用を調査する権限をもち、その業務運用がなされる方法について情報をもつことができ、またそのような通常運送者から、委員会が作られた目的を達し、義務を果たすために必要ならぬ情報の得る権限をもち、…そして委員会は本法の規定を行使する権限をもち、そのことを要求される。…委員会の申

請により、合衆国司法長官の命令の下、本法の規定の行使と、その違反の処罰に必要なすべての手続を適切な裁判所に対しておこなうとは、委員会が申請する相手方である合衆国地方検事の義務である。…そしてそのよきな訴訟の費用・出費は合衆国裁判所の支出としての割り当てから支払われる。…そして、本法の目的のため、委員会は、サビーナにより証人の出頭と証言を求め、調査下にある問題に関連する帳簿・書類・計算書・契約書・同意書・文書の提出を求める権限をもち、サビーナに従わない場合、委員会または委員会の手続におけるすべての当事者は、本セクションの規定の下、証人の出頭・証言・帳簿・書類・文書の提出を求めるにあたり、合衆国のすべての裁判所の助けを借りるべきである。

その調査が実施される管轄にわたるすべての合衆国巡回裁判所は、本法の規定の支配下にある通常運送者、その他の者に対して発せられたサビーナに従うことを拒絶した場合、そのよきな運送者、その他の者に対して当該委員会に出頭し（命令されれば帳簿・書類を提出し）、その問題に関連する証拠を提出するよう命令を発することができ、…裁判所のそのような命令に従わない者は、法廷侮辱でその裁判所に有罪となされる。当該証言・証拠が自分自身を免罪せんとする主張は、証人が証言しないことの理由とならない。…しかし、当該証拠・証言はすべての刑事手続のトラヤマルにおいてその者の不利に使用されない。」

(32) なお、本事業は州際通商法違反に関するものであるが、州際通商委員会の証言ではなく、連邦大陪審での証言に関する問題であったため、州際通商法中の免責規定はなす。R.S.860の規定が問題となっている。

(33) See Counselman v. Hitchcock, 142 U.S. at 548-553.

(34) Bratchford 判事執筆、全頁一致。

(35) See Counselman v. Hitchcock, 142 U.S. at 562-563.

(36) Id. at 564.

(37) See id. at 564-565.

(38) Id. at 585-586.

(39) E.g., Kastigar v. United States, 406 U.S. at 453-454.

(40) E.g., Brown v. Walker, 161 U.S. at 594.

(41) 本判決が直接問題としたのは、裁判所での司法手続に関するR.S.860であるが、議会・議会委員会手続に関する同様の免責規定であるR.S.859にも本判決の射程は及びと考えられ、本判決によりR.S.860と同時にR.S.859もその効力を失う

たこともあつた。 See Ronald F. Wright, Congressional Use of Immunity Grants After Iran-Contra, 80 Minn. L. Rev. 407, 416 (1995). このR.S.859の命令はR.S.860よりも正確に述べられている。 R.S.860は最終的1910年法 (36 Stat. 352) より正確に述べられている。 See Dixon, *supra* note 12, 22 Geo. Wash. L. Rev. at 457 & n.50.

(42) See Kastigar v. United States, 406 U.S. at 451; Comment, *supra* note 6, 72 Yale L.J. at 1573-1574 & n.28.

(43) 正しくは「州際通商委員会の証言」 一八八七年二月四日に承認された「通商を規制する法律」と名付けられた法律とこの修正の「またはそれに関連する事例もこの手続と関連する法律」による。

(44) Act of Feb. 11, 1893, ch. 83, 27 Stat. 443.
(45) 以下一八九三年免責法の試訳による。

人は誰も、州際通商委員会、または委員会のサビーナが一人もしくはそれ以上の委員によって刑事その他のいかなる理由もしくは手続で審問、発行されたかを問わず、一八八七年二月四日に承認された「通商を規制する法律」と名付けられた法律とその修正に違反しているとの嫌疑に基づいた、またはそれに関連した委員会のサビーナに反して、出頭し証言する者、または帳簿・書類・料金表・契約書・協約書・文書を提出する者、証人に要求された証言・証拠・書面その他が自己を免罪せしめる傾向がある、または自己を処罰・没収に導くものがあるという理由により、免れることではない。しかし、当該委員会またはそのサビーナ等、すべての事例・手続に応じて証人が証言し、または証拠・書類その他を提出したことに關する行為・事項・事物のため、またはその故に訴追されたり、処罰・没収にせられたりしない。…ただし、そのように証言した者は、そのように証言するにあたって犯された偽証によって訴追され、処罰されるべきを免れぬ。

委員会のサビーナまたは通法な要求に反して、出頭し証言する者、出頭し調査し回答する者、または帳簿・書類・料金表・契約書・協約書・文書を提出する者、または拒絶した者は、そのようにその者の権限内にあることを条件に犯罪を構成し、管轄裁判所により有罪となす。一〇〇ドル以上五〇〇〇ドル以下の罰金、もしくは一年以下の拘禁、またはそれらの併科として処罰される。

(46) See Dixon, *supra* note 12, 22 Geo. Wash. L. Rev. at 457-458; Comment, *supra* note 6, 72 Yale L.J. at 1574.

(47) Brown v. Walker, 161 U.S. 591 (1896).

(48) See id. at 591-593.

- (49) Brown 判事執筆。なお本判決は、法廷意見五人、反対意見四人という僅差の判決であった。
- (50) See Brown v. Walker, 161 U.S. at 595.
- (51) *Id.* at 610.
- (52) See *id.* at 564-565.
- (53) *Id.* at 610.
- (54) *Id.* at 631 (Field, J., dissenting).
- (55) *Id.* at 638 (Field, J., dissenting).
- (56) See *id.* at 631 (Field, J., dissenting).
- (57) 「大統領は、弾劾の場合を除いては、合衆国に対する犯罪について、刑の執行停止や恩赦を与える権限を有する」 U.S. Const. art. , §2, cl. 1.
- (58) See Brown v. Walker, 161 U.S. at 638 (Field, J., dissenting).
- (59) の論拠については、いわゆる行為免責形態の免責法だからこそ「実質的恩赦法」であるといえるのであって、使用免責形態の免責法であればさうとはいえず、したがって大統領権限の侵害とはならないと考えることも論理的には可能である(以下考える)。この論拠は「行為免責違憲・使用免責合憲」説の論拠に「よりふさわしいといつてもいい(なる)」と思われ。しかし、「行為免責違憲・使用免責合憲」説という見解は想定しにくい、ならこのような類型があり得るとしても、少なくともこの時点で、の論拠の主張者が「行為免責違憲・使用免責合憲」説に立っているとは考えられない。(実際のこの論拠の主張者は同時に、の論拠も挙げている。)「全面違憲説の論拠の二つも含めることとした」。
- (60) See Counselman v. Hitchcock, 142 U.S. at 586; Brown v. Walker, 161 U.S. at 564-565, 610.
- (61) See Brown v. Walker, 161 U.S. at 595, 610.
- (62) See Counselman v. Hitchcock, 142 U.S. at 564.
- (63) 一八六二年免責法、一八六八年免責法、R.S.859, 860、一八八七年州際通商法、一八八九年改正州際通商法がこの立場である。

- (64) Brown v. Walker, 161 U.S. 591 (1896).
- (65) Act of Feb. 11, 1893, ch. 83, 27 Stat. 443.
- (66) 正式名称は「商務労働省を設立するための法律」である。
- (67) 正式名称は「外国との通商、各州間での通商をならに規制する法律」である。
- (68) 正式名称は「一九〇四年一月三〇日に終わる会計年度の政府の立法、行政、司法による支出予算を決めること、またその他の目的のための法律」である。
- (69) Act of Feb. 14, 1903, ch. 552, 32 Stat. 825.
- (70) *Id.* § 6, 32 Stat. 827-828.
- (71) 以下は一九〇三年商務労働省設立法§6の試訳である。
 商務労働省には法人局と、法人局長の長たる法人局長をおく。法人局長は大統領に指名され、年五〇〇〇ドルの給与を受ける。また、同局には副局長をおき、年三三〇〇ドルの給与とする。副局長は局長不在時に局長として行動し、局長の義務を果たすものとする。また、副局長は商務労働大臣、法人局長により指示される他の義務も果たすものとする。また、当該局には、主任職員・特別職員・職員・その他の雇人を法律の定めによつておく。
 当該局は、商務労働大臣の命令の統制の下、いくつかの州で商業を営んだり、外国との貿易をするすべての法人・共同資本会社・企業連合の組織・行為・業務経営について入念な調査をする権限をもつ。ただし、一八八七年二月四日制定の「通商規制法」の規制を受ける通常の運送は除く。また、大統領が商業を規制するための法律を議会に提案するために必要な情報・データを集め、そのようなデータを必要とときに大統領に報告する権限をもつ。そのようにして得られた情報と、大統領が命令する、それと同様のものは公開される。本セクションの前述部分で宣言された目的を達成するため、当該局長は、同様のことが適用可能な限りにおいて、通常の運送に関して「通商規制法」とその修正が州際通商委員会に付与しているのと同様の権限をもち、その中にはサービスなどをたす権限、証人に出頭・証言・書証提出を強制する権限、宣誓させる権限が含まれる。「通商規制法」とそれを補充する一八九三年二月一日制定の「通商委員会での証言に関する法律」によつて課され、または付与される要求・義務・責任・免責は、すべて本セクションによつて与えられる権限に基づいて証人として証言するため、または書証を提出するためサービスに召喚されたすべての者に適用される。
 また、当該局には、商務労働大臣の命令の下、保険会社を含む州際または外国との商いを営む合衆国内で仕事をする会社に関して有

用な情報を収集・編集・供給する義務と職分と、法によってこれ以降定められる他の義務を果たす義務と職分とをもち。

- (72) Act of Feb. 19, 1903, ch. 708, 32 Stat. 847.
- (73) *Id.* § 3, 32 Stat. 848-849.
- (74) 以下は一九〇三年外国・州際通商規制法§3の一部の試訳である。

本法は通商規制法の手続において、当該裁判所は、運搬者、荷主の両方の側で、論争点に直接・間接に関連するすべてのテーマについて回答するよう要求される証人の出頭を強制し、運搬者、荷主の両方の側で、その取引に直接・間接に関連するすべての帳簿・書面を提出するよう強制する権限をもち。そのような証言・証拠が、その証拠をだした人を負罪させる傾向があるとの主張は、証言からその人を免れさせたり、帳簿・書類の提出からその会社を免れさせたりすることはない。しかし、その手続で証言したり、書証等を提出したりしたことに關する行為・事柄・事物のため、またはそれ故に訴追されたり、処罰や没収にさらされたりすることはない。ただし、一八九〇年七月二日の「貿易と通商を不法な制限と独占から保護する法律」と一八八七年二月四日の「通商規制法」とその後制定された類似の目的をもち一九〇三年二月一日の法律の下で、係争中または今後の衡平法訴訟での聴聞と決定を促進する法律」は、州際通商委員会がその司法長官の命令の不訴追された事例に適用される。

- (75) Act of Feb. 25, 1903, ch. 755, 32 Stat. 854.

- (76) *Id.* Department of Justice, 32 Stat. 903-904.

- (77) 以下は一九〇三年予算法の「司法省」項目の一部の試訳である。

一八八七年二月四日「通商規制法」・その修正・補完法すべての規定と、一八九〇年七月二日「貿易と通商を不法な制限と独占から保護する法律」・その修正・補完法すべての規定と、一八九四年八月二七日「減税と政府の歳入の規定とその他の目的のための法律」の規定を運用するため、合計五〇万ドルを、これまで充てられなかった財務省から、司法省長官の命令の下、連邦裁判所で当該法律での手続・訴訟・訴追をする司法省の特別顧問・代理人を雇うため支出されるのに充当される。ただし、当該法律の下、すべての手続・訴訟・訴追において、証言したり、証拠・書類その他を提出したことに關する行為・事柄・事物のため、あるいはその故に訴追されたり、処罰・没収にさらされたりしない。ただし、そのような証言をした者は、その証言するにあたり犯した偽証罪によって訴追され、あるいは処罰されるよう免れな。

- (78) Hale v. Henkel, 201 U.S. 43 (1906).

- (79) Brown 判事執筆。

- (80) Hale v. Henkel, 201 U.S. at 69-70.

- (81) *See id.* at 70.

- (82) *Id.* at 74.

- (83) *Id.* at 74-75.

- (84) 正式名は「一八九三年二月一日に承認された『州際通商委員会での証言に関する法律』等と名付けられた法律と、一九〇三年二月一日に承認された『商務労働省を設立するための法律』と名付けられた法律と、一九〇三年二月一九日に承認された『外国との通商、各州間での通商をさらに規制する法律』と名付けられた法律と、一九〇三年二月二五日に承認された『一九〇四年一月三〇日に終わる会計年度の政府の立法、行政、司法による支出予算を決めること』、またその他の目的のための法律、と名付けられた法律の下での証人の免責権を規定する法律』である。

- (85) Act of June 30, 1906, ch. 3920, 34 Stat. 798.

- (86) 以下は一九〇六年免責法の試訳である。

一八九三年一月一日に承認された「州際通商委員会での証言に関する法律」等と名付けられた法律と、一九〇三年二月一日に承認された「商務労働省を設立するための法律」と名付けられた法律のセクション六と、一九〇三年二月一九日に承認された「外国との通商、各州間での通商をさらに規制する法律」と名付けられた法律と、一九〇三年二月二五日に承認された「一九〇四年一月三〇日に終わる会計年度の政府の立法、行政、司法による支出予算を決めること」、またその他の目的のための法律」と名付けられた法律の中の免責規定の下では、その免責はサビーンナに同じ宣誓の下証言をしたか、または宣誓の下証拠・書類その他を提出した自然人にのみおよびその子孫である。

- (87) 事実その後の免責法において、わがわが免責の効力範囲を自然人に限ることを記述したものはみられないようである。

- (88) United States v. Armour & Co. et al., 142 F. 808 (D.N.D. Ill. 1906).

- (89) *See id.* at 823-824.

- (90) *See id.* at 825.

- (15) See *id.* at 827.
- (16) Act of June 30, 1906, ch. 3920, 34 Stat. 798.
- (17) 前述した Hale v. Henkel 事件判決の内容をあわせて反映されている（免責の効力を自然人に限定している点）。
- (18) Dixon, *supra* note 12, 22 Geo. Wash. L. Rev. at 464.
- (19) *E.g.*, Johnson v. United States, 5 F.2 d 471 (4th Cir. 1925). その他、この立場の地裁判決のリストについては Dixon, *supra* note 12, 22 Geo. Wash. L. Rev. at 558 n.150 参照。
- (20) この立場の地裁判決のリストについては Dixon, *supra* note 12, 22 Geo. Wash. L. Rev. at 558 n.151 参照。
- (21) 正しくは「州際および外国通商と郵便を通じて販売された証券の資質の完全・公正な開示を規定し、その販売における欺行を防止するため、およびその他の目的のための法律」である。
- (22) Act of May 27, 1933, ch. 38, 48 Stat. 74.
- (23) *Id.* Title 1, § 22. (c), 48 Stat. 87.
- (24) 以下一九三三年証券法 Title 1, § 22 の語句である。
Title 1, § 22. 証券の証券の種類
(a) (種類)
(b) (種類)
(c) (種類)
- (25) 人は誰ぞ、その委員会で、または委員会もしくは委員会のメンバー、委員会によって指名された職員のサブーナに依りて、またその委員会によって設置されたすべての訴訟や手続において、出頭し証言すること、または帳簿・書面・料金表・契約書・協約書・文書を提出すること、証人に要求された証言・証拠・書面その他が、自己を負罪させる傾向がある、または自己を処罰・没収に導くものがあること、理由として、免れることはしない。しかし、人は誰も、自己負罪拒否の特権を主張した後、証言し、または証拠・書面・その他を提出することを強制されたことに関係するいかなる行為・事項・事物のため、またはそれ故に訴追され、または処罰・没収に与えられることはない。ただし、そのように証言した者がその証言するにあたり犯された偽証に与って訴追され、処罰されることを免れることはない。
- (26) United States v. Mornia, 317 U.S. 424 (1943).

- (27) Roberts 判事執筆。
- (28) See United States v. Mornia, 317 U.S. at 429.
- (29) See *id.* at 429-430.
- (30) *Id.* at 430.
- (31) *Ibid.*
- (32) 中心の本判決には Frankfurter 判事執筆による反対意見が付けられている。反対意見とは、以下のちうな理由によつて、その免責法について、免責付与の前提として修正五条特権の主張が必要であると考えられた。
サブーナに依りての出頭はすべての人が負っている義務であり、それを果たしただけで免責を与えられるのは妥当ではなく、熱秘権の意識的な引を渡すが必要である。また立法過程等に鑑みれば、立法者が、ある法律では修正五条特権の主張が必要で、ある法律では不要であるという意味をもたせるために法律の書き分けをしたとは考えられないので、規定の文言にこの必要はない。 See *Id.* at 442-446 (Frankfurter, J., dissenting).
- (33) Shapiro v. United States, 335 U.S. 1 (1948).
- (34) Vinson 判事執筆。
- (35) Shapiro v. United States, 335 U.S. at 20.
- (36) *Id.* at 21.
- (37) ケーメンハイック型免責法とクレイム型免責法を分類したリストについては、Comment, *supra* note 6, 72 Yale L.J. at 1611-12, Appendix A: Federal Witness Immunity Acts 参照。
- (38) Brown v. Walker, 161 U.S. 591 (1896).
- (39) Act of Feb. 11, 1893, ch. 83, 27 Stat. 443.
- (40) Brown v. Walker, 161 U.S. at 606.
- (41) *Ibid.*
- (42) *Id.* at 608.

論 説

(118) せいじき、本判決は「この論争について、Shiras 判事執筆の反対意見があり、「連邦議会は州裁判所を作れず、財産・契約に関する通常の規則も制定できない」やらの州犯罪に対して処罰することもできないのと同様に、州裁判所の手続規則を制定せよなど」ところ、折々連邦免責法が州手続におよぶことの法廷意見に反対している。See *id.* at 623 (Shiras, J., dissenting).

- (119) Hale v. Henkel, 201 U.S. 43 (1906).
- (120) See *id.* at 68.
- (121) Jack v. Kansas, 199 U.S. 372 (1905).
- (122) Hale v. Henkel, 201 U.S. at 68.
- (123) *Id.* at 69.
- (124) United States v. Murdock, 284 U.S. 141 (1931).
- (125) *Id.* at 149.
- (126) Feldman v. United States, 322 U.S. 487 (1944).
- (127) Frankfurter 判事執筆。
- (128) Feldman v. United States, 322 U.S. at 493.
- (129) *Ibid.*
- (130) 藤永幸治「アメリカンに關する米連邦最高裁判例の推移」警察研究四九卷八号（一九七二年）九頁参照。
- (131) Adams v. Maryland, 347 U.S. 179 (1954).
- (132) 18 U.S.C. § 3486.
- (133) Black 判事執筆。
- (134) Adams v. Maryland, 347 U.S. at 181.
- (135) Malloy v. Hogan, 378 U.S. 1 (1964).
- (136) Murphy v. Waterfront Comm'n, 378 U.S. 52 (1964).

- (137) Brennan 判事執筆。
- (138) Malloy v. Hogan, 378 U.S. at 10-11.
- (139) *Id.* at 11.
- (140) 本判決は「いわゆる「編入論争」のうち、修正五条についての決着をつけたものとされる。編入論争とは、修正一四条の規定における「プロセス条項により、連邦憲法の権利章典のいかなる部分までが州にも適用されるのか」という点に關する争いであるが、修正五条に規定される自己免罪拒否特権については、これまで一九四七年の Adamson v. California 事件判決 (332 U.S. 46) により編入が否定されていた。本判決は、その結論を覆し編入を認めたものである。」

- (141) Goldberg 判事執筆。
- (142) See Murphy v. Waterfront Comm'n, 378 U.S. at 80.
- (143) *Id.* at 53.
- (144) *Ibid.*
- (145) *Id.* at 79.
- (146) *Id.* at 77-78.
- (147) Hale v. Henkel, 201 U.S. 34 (1906).
- (148) *Id.* at 66-67.
- (149) *Id.* at 67.
- (150) *Id.* at 67-68.
- (151) United States v. Murdock, 284 U.S. 141 (1931).
- (152) *Id.* at 149.
- (153) United States v. Monia, 317 U.S. 424 (1943).
- (154) Feldman v. United States, 322 U.S. 487 (1944).
- (155) Shapiro v. United States, 335 U.S. 1 (1948).

- (156) Adams v. Maryland, 347 U.S. 179 (1954).
- (157) 正武氏は「特定の状況下で証言を強制することを許容し、それに関する訴追の免除を付与する法律」である。
- (158) Act of Aug. 20, 1954, ch. 769, 68 Stat. 745 (18 U.S.C. § 3486).
- (159) 以下は一九五四年免責法の試訳である。
18 U.S.C. § 3486 以下のうち修正される：
§ 3486. 証人を免罪させる傾向のある証言の強制：免責
- (a) 反逆罪、サボタージュ、スパイ行為、動乱煽動、煽動謀議、暴力による政府転覆によって、合衆国の国家安全保障や防衛の妨害もしくは危殆化、または妨害・危殆化の計画もしくは未遂に関する調査の過程において、証人が両院、または両院の委員会、両院の合同委員会で、自己に要求された証言や証拠が自己を免罪する傾向があり、または処罰・没収にさらす傾向があるとの理由で、証言したり、帳簿・書類・その他の証拠を提出したりすることを免れない。ただし、記録が以下のことを証明する場合に限られる。
(一) 議会の二つの院での手続の場合、当該院の出席議員の過半数が、または(二) 委員会での手続の場合、全委員の三分の二が賛成票にちよつて、自己免罪拒否特権を主張したのち、主宰者の命令によつて証言をし、または証拠提出を強制されたことに関わる行為・事項・事物に関して、本セクションの下、その証人に免責を付与することができ、その調査が行われた地方の合衆国地裁の命令が、証言や証拠の提出を当該証人に要求している記録に記入された場合。そのような命令は、合衆国地裁判事により、当該議会または委員会の適式な代表による申請に基づき、発行される。しかし、そのような証人は、自己免罪拒否特権の主張の後、証言すること、または証拠を提出することを強制されたことに関わる行為・事項・事物のため、あるいはその故に、訴追されたり、いかなる処罰・没収もされたりせず、強制された証言は、いかなる法廷においても、すべての刑事手続で(本法サブセクション(d)の規定による訴追を除く)、自身に反する証拠として使用されない。
- (b) 両院、委員会、両院合同委員会、または合衆国司法長官へ通知し、その後調査が開かれている地方の合衆国地裁の承認を確保しなければ、証人に免責を付与することはできない。合衆国地裁への提案申請時に通知され、地裁命令の記録への記録に先立ってそれに関して聴取される機会を与えられる。
- (c) 合衆国検事の判断において、反逆罪、サボタージュ、スパイ行為、動乱煽動、煽動謀議、18 U.S.C. ch. 115 違反、一九五〇年国内安全保障法 (64 Stat. 987) 違反、一九四六年原子力エネルギー法 (60 Stat. 755) 違反、修正されたものとして移民および国籍法 212 (a) (27), (28), (29), 241 (a) (6), (7), 313 (a) (66 Stat. 182-186; 204-206; 240-241) 違反、上述のものに関する謀議にちよつて、
この合衆国の国家安全保障や防衛の妨害もしくは危殆化、または妨害・危殆化の計画もしくは未遂に関する証人の証言、または証人によつて提出される帳簿、書類、その他の証拠が、合衆国の大陪審、公判廷のすべて、の事例または手続において、公益上必要であるときは、合衆国検事は、司法長官の承認の下、証人が本セクションにしたがつて証言または証拠の提出をするよう指示されることを裁判所に申請でき、裁判所の命令によつて、証人は要求された証言または証拠が自己を免罪する傾向がある、または自己を処罰や没収にさらす傾向があるという理由を理由として、証言したり、または帳簿、書類、その他の証拠を提出することを免れない。しかし、そのような証人は、自己免罪拒否特権の主張の後、証言すること、または証拠を提出することに関わる行為・事項、事物のため、あるいはその故に、訴追されたり、いかなる処罰、没収もされたりせず、強制された証言は、いかなる法廷においても、すべての刑事手続で(本法サブセクション(d)の規定による訴追を除く)、自身に反する証拠として使用されない。
- (d) 証人は、本セクションの規定による強制により証言したり、証拠を提出する間に犯された偽証、法廷侮辱による訴追から、本セクションの規定の下、免れることはできない。
§ 2. 18 U.S.C. ch. 223 の解釈は、「§ 3486. 議会での証言：免責」を削除し、そのかわりに以下を挿入するによつて修正される。
「§ 3486. 証人を免罪させる傾向のある証言の強制：免責」
- (160) 一九五四年免責法の成立過程についての Comment, *supra* note 6, 72 Yale L.J. at 1576-77 & n.44 参照。
- (161) Ullmann v. United States, 350 U.S. 422 (1956).
- (162) Frankfurter 刑事執筆。
- (163) Ullmann v. United States, 350 U.S. at 426.
- (164) *Ibid.*
- (165) *Ibid.*
- (166) *Ibid.*
- (167) *See id.* at 430.
- (168) *Id.* at 430-431.
- (169) *See id.* at 431.

- (170) *Id.* at 432-433.
- (171) *Id.* at 434.
- (172) *See id.* at 434-435.
- (173) *See id.* at 435.
- (174) *Id.* at 436.
- (175) *Ibid.*
- (176) *See id.* at 436.
- (177) *See id.* at 436-438.
- (178) 中の上中本邦裁判所 Brown v. Walker 事件判決の反対意見を採用し、免責法違反憲説を用いる Douglas 裁判所による詳細な反対意見 (*Id.* at 440-455 (Douglas, J., dissenting)) を採り得ること。
- (179) *Id.* at 438.
- (180) Murphy v. Waterfront Comm'n, 378 U.S. 52 (1964).
- (181) *Id.* at 79.
- (182) *Id.* at 79 n.18.
- (183) *Id.* at 79.
- (184) *See e.g.*, Note, Standards for Exclusion in Immunity Cases after Kastigar and Zicarelli, 82 Yale L.J. 171, 173 (1972); Kristine Starechan, Self-Incrimination, Immunity, and Watergate, 56 Tex. L. Rev. 791, 802-803 (1978).
- (185) 日本の中上中本邦裁判所による組織犯罪の規制に関する法律の採り得ること。
- (186) Act of Oct. 15, 1970, Pub. L. No. 91-452, 84 Stat. 922.
- (187) *Id.* "TITLE GENERAL IMMUNITY", 84 Stat. 926-934 (18 U.S.C. § 6001-6005).
- (188) 日本の中上中本邦組織犯罪規制法 TITLE 第六の標題によること。
TITLE —— 一般の免責

§ 201. (a) 18 U.S.C. の Part の下後に以下の新しいパートを加えることにより修正されたこと：
 Part 証人の免責
 6001. 定義
 6002. 免責一般
 6003. 公判廷および大陪審の手続
 6004. 一定の行政手続
 6005. 議会の手続

§ 6001. 定義 (省略)

§ 6002. 免責一般

証人が、

(一) 連邦の裁判所または大陪審

(二) 連邦の機関

(三) 議会の各院、両院の合同委員会、または各院の委員会もしくは小委員会、

の前またはその付随手続において、自己負罪拒否の特権に基づき、証言その他の資料の提出を拒んだ場合、当該手続を主宰する者が、本節により発せられた命令を証人に伝達したときは、証人は、自己負罪拒否の特権を理由に、その命令にしたがうことを拒むことはできない。ただし、その命令により強制された証言その他の資料（または、その証言その他の資料に直接もしくは間接に由来するすべての資料）は、偽証、虚偽陳述、またはその他の命令の不服従に対する訴追の場合を除いて、いかなる刑事事件においても、証人の不利に使用されてはならない。

§ 6003. 公判廷および大陪審の手続

(a) 連邦裁判所または連邦大陪審の面前、またはその付随手続において、証言その他の資料の提出のため、召喚され、または召喚されようとする者については、その手続が行われ、または行われようとする裁判地区の連邦地方裁判所は、本条 (b) 項にしたがって、その地区の連邦検察官の請求により、その者に対し、自己負罪拒否の特権を理由に拒んでいる証言その他の資料の提出を求める命

令を発しなければならない。この命令は、本節六〇二条に定める効力を有する。

(b) 連邦検察官は、次の事情を認めるときは、司法長官、司法次官、または指定された司法省検察官の承認を得て、本条 (a) 項に定める請求をすることができる。

(一) その者の証言その他の資料が公益上必要であること、および、

(二) その者が自己負罪拒否の特権を理由に証言その他の資料の提出を拒んだか、または拒むおそれがあること。

§ 6004. 一定の行政手続

(a) 連邦の (行政) 機関の面前における手続において、証言その他の資料の提出のため、召喚され、または召喚されようとする者については、その機関は、司法長官の承認を得て、本条 (b) 項にしたがい、その者に対し、自己負罪拒否の特権を理由に拒んでいる証言その他の資料の提出を求める命令を発することができる。その命令は、本節六〇〇二条に定める効力を有する。

(b) 連邦の (行政) 機関は、次の事情を認めるときは、本条 (a) 項による命令を発することができる。

(一) その者の証言その他の資料が公益上必要であること、および、

(二) その者が自己負罪拒否の特権を理由に証言その他の資料の提出を拒んだか、または拒むおそれがあること。

§ 6005. 議会の手続

(a) 議会の各院、その委員会もしくは小委員会、または両院の合同委員会の面前における手続において、証言その他の資料の提出のため、召喚され、または召喚されようとする者については、連邦地方裁判所は、本条 (b) 項にしたがい、議会または当該委員会において正式の権限を与えられた代表者の請求により、その者に対し、自己負罪拒否の特権を理由に拒んでいる証言その他の資料の提出を求める命令を発しなければならない。この命令は、本節六〇〇二条に定める効力を有する。

(b) 本条 (a) 項の命令を発する前には、連邦地方裁判所は、次の事実を確認しなければならない。

(一) 議会の各院の面前における手続については、その命令の請求が、当該院の出席議員の過半数の賛成により承認されていること、

(二) 議会の各院の委員会もしくは小委員会、または両院の合同委員会の面前における手続については、その命令の請求が全委員の三分の二の賛成により承認されていること、および、

(三) 司法長官の申立があるときは、連邦地方裁判所は、本条 (a) 項による命令の発行を、請求の日から三〇日以内で司法長

官に送る期間を延期しなければならない。

§ 201. (b) 18 U.S.C. の table of parts の、その最後部分に追加される部分の適用範囲。 :
 . 挿入の位置 _____ 6001

§ 202. (改正) (整理)

(189) See 84 Stat. 928-932.

(190) Kastigar v. United States, 406 U.S. 441 (1972).

(191) Zicarelli v. New Jersey State Comm'n of Investigation, 406 U.S. 472 (1972).

(192) See Kastigar v. United States, 406 U.S. at 442-443.

(193) Powell 氏等訴連邦、Burger 判事執筆、Stewart 氏等、White 氏等、Blackmun 氏等同意。

(194) Kastigar v. United States, 406 U.S. at 443-444.

(195) See id. at 444-445.

(196) See id. at 445-447.

(197) See id. at 448.

(198) See id. at 454.

(199) Id. at 453-454.

(200) See id. at 455-458.

(201) Id. at 458-459.

(202) Id. at 460-461.

(203) Id. at 461-462.

(204) Id. at 462.

(205) 中の上で、本判決は、行為免責命令、使用・派生使用免責違憲説に依拠する。 Douglas 判事は、反対意見 (Id. at 462-467 (Douglas, J., dissenting)) を、やはり結核的に、行為免責説は、Marshall 判事は、区別意見を (Id. at 467-

- 471 (Marshall, J., dissenting)) 及びそれらに
(206) Zicarelli v. New Jersey State Comm'n of Investigation, 406 U.S. 472 (1972).
(207) Powell 案と *Burger* 案と Stewart 案と White 案と Blackmun 案と
(208) *See Zicarelli v. New Jersey State Comm'n of Investigation*, 406 U.S. at 474-476.
(209) *See id.* at 476-478.
(210) *See id.* at 478-481.
(211) 本稿及び *Kastigar* 案と *Douglas* 案と Marshall 案と *White* 案と *Blackmun* 案と *Douglas*, J., dissenting; Marshall, J., dissenting.)°